

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン」(案)に寄せられた意見及びそれに対する考え方

**2012年5月
総務省
総合通信基盤局**

**「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン」(案)
に対する意見提出者の一覧**

(受付順、敬称略)

意見提出者(計 11 件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 24 年2月 21 日	個人	—	
2	平成 24 年3月 19 日	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	代表取締役社長	山田 隆持
3	平成 24 年3月 19 日	株式会社ケイ・オプティコム	代表取締役社長	藤野 隆雄
4	平成 24 年3月 19 日	株式会社ジュピターテレコム	代表取締役社長	森 修一
5	平成 24 年3月 19 日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	大竹 伸一
6	平成 24 年3月 19 日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	江部 努
7	平成 24 年3月 19 日	日本電信電話株式会社	代表取締役社長	三浦 惺
8	平成 24 年3月 19 日	社団法人日本ケーブルテレビ連盟	理事長	西條 温
9	平成 24 年3月 19 日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
10	平成 24 年3月 19 日	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン
11	平成 24 年3月 19 日	ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長兼CEO	孫 正義
		ソフトバンクテレコム株式会社		
		ソフトバンクモバイル株式会社		

ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン(案)に対する意見及び それに対する考え方

1. 総論

意見	考え方
<p>意見1-1 ブロードバンドのみならず情報通信市場全体で、利用環境整備や競争促進の状況等を把握していくことが重要。また、従前の規制・競争政策がユーザの利便性や事業の効率性の向上を損ねている場合は、必要な見直しを行うべき。さらに、事業活動を原則自由とする政策への転換をお願いしたい。</p>	<p>考え方1-1</p>
<p>■ 固定とモバイルのブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境の構造的変化により、ユーザの選択肢が国内の電気通信キャリアだけではなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要や目的に応じて自由自在に使いこなしています。</p> <p>したがって、ブロードバンドの普及促進にあたっては、電気通信キャリアが提供するブロードバンドサービスのみならずコンテンツ・アプリケーションサービスや端末等も含めた情報通信市場全体で、利用環境整備や競争促進の状況等を把握していくことが重要であると考えます。</p> <p>具体的には、本ガイドライン(案)で示されている電気通信キャリアが提供するブロードバンドサービスに関する契約数や利用料金等の項目のみならず、例えば、コンテンツ・アプリケーションサービスの利用料金や端末等の価格、ウイルス等に対するセキュリティの確保や個人情報の保護に向けた措置、デジタルリテラシーの向上に向けた措置等、ユーザが情報通信サービスを安心・安全・安価に利用できる環境整備や競争促進の進展度合いについて、また、市場シェアや市場集中度(HHI)についても同様に、電気通信キャリアが提供するサービスに限らずレイヤを跨った総合的な実態把握が必要と考えます。</p> <p>また、日本は諸外国に比べ、医療や教育、行政等の公的分野におけるICT利活用の進展に遅れが生じています。本ガイドラインに基づく検証において、それらの進捗状況や課題等を具体的に把握し、実現に向けて講ずべき対策を明示して、関係主体へ働きかけるPDCAサイクルを回していくことにより、公的分野におけるICT利活用の推進から新たな需要創造を図ることが重要であると考えます。</p> <p>ブロードバンドサービスについては、ユーザは固定ブロードバンドよりモバイルブロードバン</p>	<p>■ コンテンツ・アプリケーションサービスや端末等も含めた情報通信市場全体での利用環境整備や競争促進の状況等を把握することについては、本ガイドライン(案)に示しているとおり、「関係主体の取組に関する検証」に当たり、ネットワーク・プラットフォーム・端末の各レイヤー間の関係についても着目しつつ検証を行うこととしている。</p> <p>■ 利活用の取組の検証については、本ガイドライン(案)に示しているとおり、「未整備地域における基盤の整備」や「公正競争環境の整備」に加え、「ICT利活用の促進」の項目について、関係主体の取組について検証を行うこととしている。</p> <p>■ 3. 5世代携帯電話も含めた評価については、本制度においては、固定系ブロードバンドサービスのみならず、3. 5世代携帯電話サービスを含む移動系ブロードバンドサービスについても対象として検証を行う予定である。</p> <p>ただし、3. 5世代携帯電話サービスの契約数に基づく数値を算出することについては、事業者より同サービスのみの正確な契約数を集計することは困難である等の意見がある中で、同サービスの普及状況を踏まえると、携帯電話サービス全般に係る数値とは別個に当該数値を算出する意義は必ずしも高くないものとする。</p> <p>■ 市場シェア・市場集中度や料金について様々な情報通信サービス</p>

ドをより多く選好(需要がシフト)しています(固定0.3億ユーザ、モバイル1.2億ユーザ)。また、諸外国のブロードバンド政策においては、モバイルブロードバンドへの周波数の割当拡大とモバイルインターネットの活用・普及が政策課題の大きな柱となっています。

したがって、ブロードバンドの普及拡大を図っていくにあたっては、全世帯へのFTTHの普及拡大だけを目指すことは市場の動きと整合しておらず、現在、スマートフォン等の端末でも広く利用されている3.5世代携帯電話も含めて普及拡大状況の評価すべきです。

また、市場シェアや市場集中度について、FTTHやADSL等、電気通信キャリアが提供するブロードバンドサービスだけをサービス別に評価するのではなく、様々な情報通信サービスのプレイヤーを含めた全体で分析・評価すべきであり、また、料金についても、ISPやコンテンツ・アプリケーションサービスの利用料、端末等の価格等、情報通信市場全体を見て、分析・評価すべきです。

上記の分析・評価を踏まえて、従前からの規制・競争政策がユーザの利便性や事業の効率性の向上を損ねている場合は、必要な見直しを行うべきと考えます。

例えば、禁止行為規制が適用されていないKDDI殿が特定の固定通信事業者のサービスと自社の携帯電話サービスを組み合わせたセット割引を提供しています。しかしながら、NTTドコモやNTT東西は、現在、禁止行為規制の適用対象となっているため、「差別的取扱いの禁止」の規制により、ある特定の電気通信キャリアと提携して、柔軟にサービスを展開することができず、利用者利便が損なわれている恐れがあることについて、分析・評価すべきです。

最後に、上述の通り、市場環境は構造的に変化しておりますが、依然として固定を中心に電話が主サービスであった時代の延長線上での公正競争レビュー制度とされており、ダイナミックに変動する現実の市場実態やユーザの動向との間にミスマッチが生じていくことが懸念されます。アプリケーションサービスおよびそのプレイヤーの拡大や様々な融合サービスの進展は世界的な潮流であり、国内電気通信キャリアだけを見た競争ルールは時代に適合しない状況となっています。このように情報通信市場は、電話からIP・ブロードバンドへと大きくパラダイムシフトし、従来の電気通信キャリアによるサービスの競争だけではなく、インターネットの上で提供されるコンテンツやアプリケーション等のサービスを含めた競争へと移行していることから、過去の延長線上での競争政策を超えた政策検討が必要であると考えます。

したがって、ブロードバンドの普及促進にあたっては、従前とは異なり、情報通信市場全体を俯瞰し、規制・競争政策の見直しが必要と考えます。原則自由なマーケットにおいてこそ、コンテンツ・アプリケーションサービス等を含めた様々なビジネスモデルがイノベーションによって創造され、ユーザ利便が向上すると考えられることから、情報通信市場におけるすべての事業者が継続的な投資インセンティブを維持してブロードバンドの普及促進を行えるよう、

のプレイヤーや情報通信市場全体を見て分析・評価すべきとの御意見については、本ガイドライン(案)に示しているとおり、「関係主体の取組に関する検証」に当たり、ネットワーク・プラットフォーム・端末の各レイヤー間の関係についても着目しつつ検証を行うこととしているものであるが、本制度は電気通信市場における公正競争の確保等を通じてブロードバンドの普及を促進する観点から検証を行うものであり、あくまでも電気通信事業者を対象として市場シェア・市場集中度や料金について定点観測することが適当である。

■ 禁止行為規制の利用者利便への影響については、本制度においては禁止行為規制の運用状況に関する検証を行うこととしており、事前の意見公募における意見等を踏まえ、必要に応じて検証を行うことが想定される。

■ 規制・競争政策の見直しについては、本ガイドライン(案)に示しているとおり、2014年度の本制度に基づく検証に併せて実施する包括的な検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められるような場合には、本制度により得られた知見等を活用しつつ、競争ルール全体の枠組みの見直し等について検討を行うこととしている。

<p>事業活動を原則自由とする政策への転換をお願いしたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTT持株)</p>	
<p>意見1-2 固定・移動を一つの市場として捉え、その中で事業者の各サービスの合計のシェアを検証する等により、現在の市場環境を捉えた検証を行うことが必要。また、現行の規制の必要性も検証し、実態にそぐわないものは見直し又は撤廃することが必要。</p>	<p>考え方1-2</p>
<p>■ 情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しています。</p> <p>モバイル市場においては、過去10年間で、最大384Kbps(当初)の通信が可能な3Gユーザ数は10万から1.2億へと拡大し、固定に比べて4倍ものユーザが、既に、インターネットへアクセスできる環境にあります。さらに、WiMAXやLTEが商用化されるとともに、スマートフォンの爆発的な普及拡大に伴い、モバイルにおいても超高速ブロードバンド化が急速に進展してきております。こうした中、KDDI殿が、本年3月1日より、スマートフォンとFTTH等の組み合わせによる割引サービスの提供を開始する等、固定市場とモバイル市場の垣根はなくなってきており、もはや、両者は同一市場の中でサービスを提供し、ユーザがこれを選択するといった環境となっております。</p> <p>加えて、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーが、タブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス(電話・メール等)を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展しています。</p> <p>・このように、固定とモバイルのブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が固定とモバイルの垣根を越えるとともに、国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしており、サービスを提供する通信事業者が当初NTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信しかなかった電話時代とは大きく状況が異なっています。</p> <p>・こうした状況にありながら、これまでの競争セーフガードや接続ルール見直しの議論・答申においては、市場環境や競争環境の変化は踏まえずに、依然として固定とモバイル、通信レイヤと上位レイヤを分けた議論がなされ、当社をはじめとするNTTグループに対して、依然として電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課していますが、こうした規制は、ユーザの利便性を損ねているとともに、更なるIP・ブロードバンドサービスの普及拡大、ひいてはICT利活用の促進や日本の国際競争力の向上に障害になると考えます。</p> <p>公正競争レビュー制度の目的であるブロードバンドの普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークのみならずICT利活用やコンテンツ・アプリケーションサービスまで含めて、</p>	<p>■ コンテンツ・アプリケーションサービス等も含めた情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきとの御意見については、本ガイドライン(案)に示しているとおおり、「関係主体の取組に関する検証」に当たり、ネットワーク・プラットフォーム・端末の各レイヤー間の関係についても着目しつつ検証を行うこととしている。</p> <p>■ 本制度は、固定系ブロードバンドサービスのみならず、移動系ブロードバンドサービスについても検証を行うものであり、両者の関係についても、可能な限り把握していく予定である。</p> <p>ただし、固定・移動を一つの市場として捉えた検証を行うことについては、電気通信事業分野における競争状況の評価(以下「競争評価」という。)においても、将来的な検討の必要性は指摘しつつ、現在はサービス市場について固定・移動を区別した市場画定を行っているところであり、現時点においては別の市場として捉えることが適当である。</p> <p>■ 各事業者の事業戦略や参入意欲については、公正な競争環境が確保されているか等の市場の状況にも影響を受け得るものことから、本制度に基づく検証においては、まずは当該市場の状況を客観的に検証することが適当である。</p> <p>■ 利活用の取組の検証については、本ガイドライン(案)に示しているとおおり、「未整備地域における基盤の整備」や「公正競争環境の整備」に加え、「ICT利活用の促進」の項目について、関係主体の取組について検証を行うこととしている。</p> <p>■ 指定電気通信設備制度等の見直しについては、本ガイドライン(案)に示しているとおおり、2014年度の本制度に基づく検証に併せて実施する包括的な検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められるよう</p>

<p>情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきであり、当社も含めた全てのプレイヤーが他のプレイヤーと自由にコラボレーション等を可能とする等により、新たなビジネスの創出を促し、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えます。こうした、原則自由なマーケットにおいてこそ、競争を通じてイノベーションが起こり、新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上すると考えます。</p> <p>・したがって、公正競争レビュー制度に基づく検証を行うにあたっては、市場環境や競争環境の変化をしっかりと踏まえた検証を行っていただく必要があると考えており、具体的には、FTTH、DSL、CATV等のサービス毎にシェアを算出・検出するといったことに留まるのではなく、固定・移動を一つの市場として捉え、その中での事業者の各サービス(固定系ブロードバンド、移動系ブロードバンド)の合計のシェアを検証する等により、現在の市場環境を捉えた検証を行う必要があるものと考えます。</p> <p>また、参入・普及が進んでいる、或いは、進んでいないといった要因については、競争環境の整備という視点だけではなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析するとともに、他の先進諸国における利活用促進に向けた取組状況を参考に、医療・教育・行政等の分野での公的アプリケーションをはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプリケーションが開発・導入されたのか、また、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、検証を行う必要があると考えます。</p> <p>・なお、当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、さらに、改正事業法によって法的にも厳格に公正競争環境が整備され、公正競争上の問題は特段生じないものと考えております。上述のとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためにも、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、こうした検証に基づき、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTT東日本・西日本)</p>	<p>な場合には、本制度により得られた知見等を活用しつつ、競争ルール全体の枠組みの見直し等について検討を行うこととしている。</p>
<p>意見1-3 総合的な市場支配力に基づくルールの速やかな導入が必要。</p>	<p>考え方1-3</p>
<p>■ 「光の道」構想実現に向けた工程表において総合的な市場支配力に着目した規制の検討が挙げられております。NTTグループが圧倒的な市場支配力を利用し、不適切な事業運営を行う危険性が高まることのないよう、またNTTグループのシェア拡大による公正競争の減速が生じることがないよう、総合的な市場支配力に基づくルールの速やかな導入が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(社団法人日本ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>■ 本制度は、ブロードバンド普及促進のための「基本方針」(平成22年12月14日)(以下「基本方針」という。)及び「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」についての情報通信審議会答申(平成23年12月20日)(以下「ブロードバンド答申」という。)を踏まえ、制度整備の実施後3年を目途に行う包括的な検証に資するため、毎年度の継続的なチェックを行う仕組みとして創設するものである。</p> <p>本ガイドライン(案)に示しているとおり、2014年度の本制度に基づく検証に併せて実施する包括的な検証の結果、仮に既存の市場</p>

	<p>構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められるような場合には、本制度により得られた知見等を活用しつつ、競争ルール全体の枠組みの見直し等について検討を行うこととしており、その際には、同一グループに属する事業者間連携等の市場動向の変化に留意することが考えられる。</p>
<p>意見1-4 総合的なドミナンス力を評価し、適切な規制の検討等を速やかに実施していただきたい。また、本制度については、関係事業者等の意見を随時受け付け、必要に応じてオープンな場で検討していただきたい。</p>	<p>考え方1-4</p>
<p>■ 当社は従前より公正競争確保のためにはドミナント規制こそが最重要政策であると主張しております。本レビューで行う基本方針にも掲げられた「包括的検証」は「工程表」で示された「総合的な市場支配力に着目した規制の検討」の結果を反映したものであることが当然と考えます。</p> <p>よって、NTTグループの各市場での占有度等を基に総合的なドミナンス力を評価し、適切な規制への検討そして本編への反映を早々に行うことが必要ですので速やかな実施を是非ともお願いいたします。</p> <p>なお、本案の検証制度について、まずは関係事業者等の意見を随時受け、必要な場合はオープンな場で検討を行う等状況に応じた制度の構築を要望いたします。 (ジュピターテレコム)</p>	<p>■ 御指摘の総合的なドミナンス力の評価等については、考え方1-3のとおり。</p> <p>■ 関係事業者等の意見の受付については、本ガイドライン(案)に示しているとおり、本制度に基づく検証においては、検証の対象となる各項目について事前に意見公募及び再意見公募を行うとともに、必要に応じて関係事業者の説明等を求めることとしている。</p> <p>また、検証結果案の段階で意見公募を実施し、提出された意見等に対する考え方を付して最終的な検証結果を公表するとともに、透明性確保及び政策検討の観点から情報通信審議会へ報告することとしており、これらを通じた的確な運用を行う予定である。</p>
<p>意見1-5 これまでの競争セーフガード制度の運用において得られた経験等も踏まえ、検証の内容のみならず、運用方法についても抜本的な見直しを行い、真の意味で有効な検証制度としていただきたい。</p>	<p>考え方1-5</p>
<p>■ このたびは、ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン(案)及びブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果(ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証)(案)に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。</p> <p>【総論】</p> <p>情報通信は我が国の社会・経済活動の重要な基盤としての役割を果たしており、国民生活の利便性向上、経済活性化、国際競争力の強化等を実現する上で、ブロードバンドの普及促進が重要な課題となっています。このような状況を踏まえ、政府において、2015年頃を目途に全世帯でのブロードバンド利用の実現を目標に掲げ、「光の道」構想に係る「基本方針」及び「工程表」が策定されたところです。こうした我が国の基幹的政策であるブロードバンド</p>	<p>■ 本ガイドライン(案)に示しているとおり、検証に当たっては、検証の対象となる各事項についての事前の意見公募及び再意見公募、検証結果の案についての意見公募、最終的な検証結果の公表及び情報通信審議会への報告等を行うこととしており、これらを通じて的確な運用を行う予定である。</p>

<p>の普及促進とそれを実現するための前提条件たり得る公正競争環境の実現のため、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度(以下、本制度という)」が創設され、「光の道」の実現に向け、毎年度の継続的なチェック及び包括的な検証がなされるものと認識しています。</p> <p>他方、昨今の市場環境においては、光市場における独占化傾向の一層の高まりやIP網等へのマイグレーションの推進に係る課題等、ブロードバンドを巡る市場は大きな変化を迎えつつあります。また、本年2月2日に発表された、NTTファイナンス株式会社(以下、「NTTファイナンス」という。)殿による請求統合施策に顕著なNTTグループ再統合や活用業務等による東日本電信電話株式会社(以下、「NTT東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT西日本」という。)殿(以下、合わせて「NTT東西」という。)の業務範囲拡大が活発化する等、過去蓄積してきた競争政策の根幹を揺るがしかねない事案の発生で公正競争への悪影響が大いに懸念されるところであり、この状況をそのまま放置しておけば、後戻りができない状態にまで競争環境を衰退させてしまうことは疑いの余地がありません。このように、今まさに競争セーフガード措置の意義が問われている状況にあることから、本制度が有する意義・社会的役割は極めて大きいものと考えます。</p> <p>なお、本制度の有する機能のうち、公正競争環境の検証という側面については、2007年に創設された「競争セーフガード制度」がその前身であると捉えることができますが、当該制度については、検証プロセスそのものが形骸化し、これまで必ずしも有効に機能してこなかった側面が存在するものと考えます。従前より弊社共が指摘してきたように競争事業者側に举证責任が課されていること等をはじめとする事案の収集・検証・措置の発動等の各プロセスにおける課題が制度そのものに内在しており、個別事案が競争上の大きな問題として顕在化しない限り、踏み込んだ措置が検討されず、大方の項目が「注視事項」として先送りにされる状況が継続しています。このことは、競争事業者からの各種問題提起にもかかわらず、2009年のNTT西日本殿による接続情報の目的外利用に係る事案の発覚や未然の防止等には至らなかったことにも顕著に表れています。</p> <p>今回の制度見直しを機に、これまでの競争セーフガード制度の運用において得られた上記のような経験等も踏まえ、検証の内容のみならず、その運用方法についても抜本的な見直しを行い、真の意味で有効な堅牢強固な検証制度として頂くことを要望します。</p> <p>以上の点を踏まえ、次頁より、個別のガイドライン項目に対する意見を詳述させていただきます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見1-6 ブロードバンドの定義を明確化すべき。</p>	<p>考え方1-6</p>
<p>■ 本稿におけるブロードバンドの定義(本稿において何がブロードバンドであって、何がブロードバンドでないのか)を記述すべきです。この記述がないと、ここに列挙されていないがブ</p>	<p>■ 御意見を踏まえ、基盤整備率及び基盤利用率の算定に当たり、「ブロードバンド」は「FTTH、DSL、CATV インターネット、3.5 世代携</p>

<p>ロードバンドと思われるサービスについて、定義に基づいて正しく列挙されていないのか、誤って列挙されていないのか、わかりません。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>帯電話、3.9 世代携帯電話、FWA、地域 WiMAX、モバイル WiMAX、「超高速ブロードバンド」は「FTTH、下り 30Mbps 以上の CATV インターネット及び FWA、3.9 世代携帯電話、モバイル WiMAX」を指す旨を脚注に追加する。</p>
<p>意見1-7 参考文献一覧を記載すべき。</p>	<p>考え方1-7</p>
<p>■ これはブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果(ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証)(案)にも言えることですが、末尾に参考文献一覧を記載すべきです。両資料を作成するにあたり参考にしたのが法令だけであって、それ以外は一切参考にしていないなら、この形でよいこととなりますが、現実にはそうではないはずです。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>■ 参照した法令、ガイドライン、審議会答申等については、文中に記載しているところである。</p>

2. 「1 ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の目的」に対する意見

意見	考え方
<p>意見2-1 個々の検証を行うにあたり、市場の実態に即した総合的・多角的な見地や具体的な数値や事例に基づいた中立的・客観的な観点から行うことが必要。</p>	<p>考え方2-1</p>
<p>■ 「光の道」構想実現に向けたブロードバンド普及促進のために公正競争レビューが実施されますが、「光の道」はFTTHだけでなく、ADSL、CATVや無線も含めて実現されるものであり、「料金の低廉化や市場シェア等の動向」の検証にあたっては、これらブロードバンドサービスを実現する全てのサービスを対象とすべきであると考えます。</p> <p>・また、「市場シェアの動向」の検証にあたっては、競争環境の整備という視点だけではなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析する必要があります。</p> <p>・さらに、「料金の低廉化」の検証にあたっては、電気通信役務の料金のみを対象とせず、利用者がブロードバンドサービスを介して利用する端末やコンテンツ・アプリケーション等の料金も対象とし、情報通信市場全体に渡って総合的な見地から検証すべきであると考えます。</p> <p>・「取組状況」の検証にあたっては、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、検証を行うべきであると考えます。</p> <p>・「規制の遵守状況」の検証にあたっては、これまでの競争セーフガードにおける、各事業者の根拠に乏しい意見による個別事案の検証結果を基にした一面的な評価・分析を行うのではなく、具体的な数値や事例に基づき、中立的・客観的に分析・評価・検証を行うことが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTT 東日本・NTT西日本)</p>	<p>■ 本制度は、FTTHのみならず、ADSLやCATVインターネット等の他の固定系ブロードバンドサービスや、移動系ブロードバンドサービスについても対象として検証を行うものである。</p> <p>■ 各事業者の事業戦略や参入意欲については、公正な競争環境が確保されているか等の市場の状況にも影響を受け得るものであることから、本制度に基づく検証においては、まずは当該市場の状況を客観的に検証することが適当である。</p> <p>■ 料金の低廉化について、端末やコンテンツ・アプリケーション等の料金も対象とすべきとの御意見については、本ガイドライン(案)に示しているとおり、「関係主体の取組に関する検証」に当たり、ネットワーク・プラットフォーム・端末の各レイヤー間の関係についても着目しつつ検証を行うこととしているものであるが、本制度は電気通信市場における公正競争の確保等を通じてブロードバンドの普及を促進する観点から検証を行うものであり、あくまでも電気通信事業者の提供するサービスに係る料金について定点観測することが適当である。</p> <p>■ 「関係主体の取組に関する検証」については、本ガイドライン(案)に示しているとおり、「未整備地域における基盤の整備」や「公正競争環境の整備」に加え、「ICT利活用の促進」の項目について検証を行うこととしているほか、ネットワーク・プラットフォーム・端末の各レイヤー間の関係についても着目することとしている。</p> <p>■ 「NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」については、本ガイドライン(案)に示しているとおり、検証の対象となる各事項についての事前の意見公募及び再意見公募、検証結果の案についての意見公募、最終的な検証結果の公表及び情報通信審議会への報告等を行うこととしており、的確な運用を行う予定である。</p>

<p>意見2-2 電話時代に導入されたNTTグループに課されている累次の規制について、その必要性を検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直または撤廃していただきたい。</p>	<p>考え方2-2</p>
<p>■ 以上の検証を徹底することにより、従来の競争セーフガードのように、NTTに対する「規制の遵守状況」を検証するだけでなく、例えば、KDDI殿をはじめとして、モバイルと固定ブロードバンドサービスのセットによる割引が展開されている市場実態を的確に捉え、電話時代に導入されたNTTグループに課されている累次の規制について、ブロードバンド普及促進、ユーザ利便向上の観点から、その必要性を検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直または撤廃していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTT東日本)</p>	<p>■ 規制の見直し・撤廃については、本ガイドライン(案)に示しているとおり、2014年度の本制度に基づく検証に併せて実施する包括的な検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められるような場合には、本制度により得られた知見等を活用しつつ、競争ルール全体の枠組みの見直し等について検討を行うこととしている。</p>
<p>意見2-3 本制度においては、NTTグループ以外の電気通信事業者や上位/下位レイヤ事業者を含めた検証の枠組みとすることが必須。</p>	<p>考え方2-3</p>
<p>■ ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度は、本ガイドライン(案)の「3 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」において、従来の競争セーフガード制度の検証項目が引き続き踏襲されていることから、従来と同様、NTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性・適正性の確保に主眼を置いた検証制度であると認識しております。</p> <p>・これまで競争セーフガード制度においては、毎年度、当社に対し、他事業者より様々な指摘がなされてきたところですが、その検証結果はいずれも「引き続き注視」とどまるものであり、当社が公正競争を阻害するような事実はありません。</p> <p>・一方で、禁止行為規制の適用を受けないKDDI殿やソフトバンクモバイル殿が特定の固定通信事業者のサービスと自社の携帯電話サービスを排他的に組み合わせたセット割引の提供を開始したことで、規制格差の存在により携帯事業者の利用者間で不公平な状況が顕在化していることや、ネットワークレイヤを中心とした国内競争から上位/下位レイヤを含めた競争のグローバル化が急速に進展していることなど、市場環境や競争の状況は、競争セーフガード制度導入時とは変化していることから、ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度においては、NTTグループ以外の電気通信事業者や上位/下位レイヤ事業者を含めた検証の枠組みとすることが必須であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTTドコモ)</p>	<p>■ 本制度に基づく検証は、「ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証」において、広範な主体を対象とした関係主体の取組に関する検証等を行うこととしているほか、「NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」において、「第二種指定電気通信設備に関する検証」を行うこととしている等、NTTグループ以外の電気通信事業者についても検証の対象とするものである。</p> <p>また、本ガイドライン(案)に示しているとおり、「関係主体の取組に関する検証」に当たり、ネットワーク・プラットフォーム・端末の各レイヤー間関係についても着目しつつ検証を行うこととしている。</p>
<p>意見2-4 本制度については、ブロードバンド市場全体の競争環境の総合的な評価や、「企業グループ」の総合的な市場支配力に着目した包括的な検証等、多角的・客観的な視点から検証・評価をするとともに、制度の実効性を担保するため、併せて「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」を活用いただきたい。</p>	<p>考え方2-4</p>
<p>■ これまでの競争環境を十分評価し、また今後の公正競争を確保するため、今回の「公正競争レビュー制度」において、能動的かつ透明性の高い形で、多角的な視点から検証・評価頂くことを要望いたします。</p> <p>特に、ブロードバンド市場においては、モバイルサービスの高速化が進み、FTTH、CATV</p>	<p>■ 本制度に基づく検証の方法については、考え方1-5のとおり。</p> <p>■ 本制度は、固定系ブロードバンドサービスのみならず、移動系ブロードバンドサービスについても検証を行うものであり、両者の関係に</p>

<p>インターネットといった固定系だけでなく、3. 9世代携帯電話やWiMAXを含めた熾烈な競争が展開されています。当該市場の競争環境を検証するにあたり、モバイルサービスの高速化による影響は無視できないことから、固定系／モバイル系といった個別の検証に留まらず、固定系からモバイル系への移行状況を観測するなど、ブロードバンド市場全体で総合的に評価すべきと考えます。</p> <p>さらに、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、国の有限希少な電波を利用するという点において設備のボトルネック性が存在し、顧客規模が固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長しているモバイル事業の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあります。そういった中で公正競争レビュー制度を運用するにあたっては、モバイル事業者を有する「企業グループ」の総合的な市場支配力に着目した包括的な検証が必要と考えます。</p> <p>その上で、競争ルールに制度的課題が生じている場合、更なる競争促進を図る必要がある場合や、速やかに対応すべき課題がある場合は、「公正競争レビュー制度」の実効性を担保し、客観的な検証・検討を行う場として、「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」を活用いただくことをあわせて要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">(ケイ・オプティコム)</p>	<p>についても、可能な限り把握していく予定である。</p> <p>■ 総合的な市場支配力に着目した検証については、考え方1-3のとおり。</p> <p>■ ブロードバンド普及促進の観点から包括的検証の結果を待つことなく速やかに対応すべき課題があると認められる場合には、情報通信審議会電気通信事業政策部会ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会(以下「ブロードバンド競争政策委員会」という。)等における審議も活用しつつ、更なるブロードバンド普及促進に向けた方策の在り方等について検討を行うことを想定している。</p>
<p>意見2-5 共同ガイドラインにグループ連携行為について明記した上で、本レビュー制度において少なくとも四半期ごとに精緻な調査・検証を行うとともに、検証結果案の段階で審議会において調査審議する仕組みに変更すべき。これに加え、NTT 東・西等の競争ルールの遵守状況について、競争事業者等からの意見を随時受け、適時適切に調査審議するスキームを構築することも必要。</p>	<p>考え方2-5</p>
<p>■ 現在の電気通信市場は、「ボトルネック設備」と「顧客基盤」を公社時代から継承、保有している NTT グループが、持株会社体制の下グループ各社が連携して圧倒的な市場支配力を保持し続けている状況です。そのような中、昨年 11 月に施行された電気通信事業法において、機能分離の実施や子会社等との一体経営への対応が措置され、これまで以上に、接続情報等の厳格に管理され取扱われることにより、配線区域内情報の取得やコロケーション手続き、申込から開通までのリードタイム等について、競争事業者と NTT 東・西の設備部門以外の部門(以下、「利用部門」と言う)間の同等性の確保等が徹底されると共に、その遵守状況が今回創設される公正競争レビュー制度において定期的に検証されることによって、公正競争環境が改善されていくことが期待されます。</p> <p>しかしながら、これらは必要最低限の措置であって、機能分離の実施にあたって遵守すべき行為の具体化が不十分であること、及び、改正電気通信事業法の規定に限界があることに起因する次のような問題が依然として存在します。</p> <p>まず、平成 24 年 2 月 17 日に公表された「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(以下、「共同ガイドライン」と言う)改定案において、機能分離に関して事業者が採る</p>	<p>■ NTTファイナンスによる請求・回収業務の一元化については、総務省として、本年3月23日に、禁止行為規制や料金規制等の適用を受ける各社に対して、当該規制等の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講ずることに加え、講じた措置の内容について毎年度の報告を求めたところ。今後は総務省における検証に加え、例えば、本制度に基づき、ブロードバンド競争政策委員会において、必要に応じ、検討を行うことも考えられる。</p> <p>NTTグループの連携については、自己の関係事業者と一体となった排他的な業務に該当するものであれば、既に総務省・公正取引委員会による現行の「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(以下「共同ガイドライン」という)Ⅱ第3 3(2)イ、同(4)イ(イ)①に例示されたものであることから、改めて共同ガイドラインに規定するまでの必要はないものと考えられる。</p>

<p>ことが望ましい行為として設備部門の物理的な隔絶等が追記されたものの、接続事業者とNTT 東・西の利用部門との同等性を確保するための具体的かつ詳細な項目・指標が列挙されていないことから、機能分離の実効性が十分には担保されないと考えます。総務省や有識者、競争事業者等が客観的に検証・判断することを可能とするためにも、省令での規定項目を詳細に具体化した行為を共同ガイドラインに明記しておくことが必要と考えます。</p> <p>さらに、実質的に営業活動を行っている販売代理店を活用したグループ一体営業や、NTTファイナンスのような非電気通信事業者を活用した排他的なグループ連携、移動体市場におけるドミナントである NTT ドコモを利用した MVNO との連携による実質的なグループ連携といった NTT グループ統合・連携行為に対する規制については、改正電気通信事業法では何ら追加的な措置が講じられておらず、不十分と言わざるを得ません。</p> <p>そのような状況の中、本年 2 月 2 日に報道発表された、NTT ファイナンスを活用したグループ一括請求は、これまで総務省が推進してきた移動体通信業務分離や NTT 再編を始めとする競争促進政策の流れを無視して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図るものであるという点において、NTT 法の趣旨に反するばかりか電気通信事業法に対する脱法的行為であり、3 月 13 日に競争事業者 74 社・団体が総務大臣に対して意見申出を行なったところです。</p> <p>本来であれば直ちに法改正を実施する必要があると考えますが、それまでの措置として、共同ガイドラインにおいて、独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となるグループ連携行為については、機能分離の対応と同様、明らかに競争を阻害する具体的な禁止事例として列挙・明記すべきです。</p> <p>その上で、本レビュー制度を運用するにあたっては、問題が起きてからでは市場に与える影響が大きいため、総務省は少なくとも四半期ごとに精緻な調査・検証を行うべきです。</p> <p>また、透明性を確保する観点から、総務省が検証結果を情報通信審議会に報告する従来の仕組みではなく、検証結果案の段階で審議会において調査審議する仕組みに変更すべきです。その結果、問題が生じている場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、2014 年の包括的な検証を待たずに NTT の在り方を含む抜本的な競争政策の見直しを行うことを検討すべきです。</p> <p>なお、総務省においては、本レビュー制度における定期的な検証に加え、NTT 東・西等の競争ルールの遵守状況について、競争事業者等からの意見を随時受け、適時適切に調査審議するスキームを構築することが必要です。</p> <p style="text-align: right;">(KDDI)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本ガイドライン(案)に示しているとおりの、本制度に基づく検証は毎年度実施することとしているが、公正な競争を阻害するおそれのある事例が発生した場合等においては、その都度必要な対応を行っていく予定である。 <p>また、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第172条の規定に基づき、電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件又は電気通信事業者等の業務の方法に関し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることが可能であり、総務大臣は、当該申出を誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならないとされている。</p> ■ 情報通信審議会との関係については、本制度に基づく検証は、あくまでも総務省が行うものであるが、本ガイドライン(案)に示しているとおりの、透明性確保及び政策検討の観点から情報通信審議会へ報告することとしており、当該報告に加え、検証の対象となる各事項についての事前の意見公募及び再意見公募、検証結果の案についての意見公募と提出された意見等に対する総務省の考え方を付した検証結果の公表を行うことにより、透明性・客観性が確保されるものと考えられる。 ■ 包括的な検証を待たずにNTTの在り方を含む抜本的な競争政策の見直しを検討すべきとの御意見については、「基本方針」において、「包括的な検証の結果、「光の道」実現への進展が十分でない場合には、更なる措置について検討を行う必要がある。特に、公正競争環境が十分に確保されていない場合には、ボトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化など、公正競争環境を整備するための更なる措置について検討を行う。」としており、当該方針に即した対応を行うことが適当である。
<p>意見2-6 総務省による能動的な調査や第三者の監査の導入等、レビュープロセスの再構築を行うとともに、各種制度の趣旨等に立ち返って、真に公正な競争環境が確保されているかという視座を常に堅持して、本制度運用を行うことが必要。</p>	<p>考え方2-6</p>
<p>■ 『「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方(答申)」(2011年12月20日)』</p>	<p>■ 本制度の運用については、考え方1-5のとおり。</p>

(以下、「ブロードバンド答申」という。)に示されたとおり、本制度が「光の道」構想の進捗や公正競争要件の遵守状況を総合的に検証する役割を担う点等に鑑み、「①ブロードバンドの普及促進策」及び「②指定電気通信設備制度・NTTグループ係る累次の公正競争要件」の有効性及び適正性を確保することを目的に運用されることについて賛同します。本目的に適った制度とするためには、定性的事柄や定量的データの羅列、表面的評価ではなく、それらに対する本質的な検証・分析に踏み込む必要があることから、総務省殿による能動的調査や第三者の監査の導入等、レビュープロセスの再構築が不可欠であると考えます。(具体的な提案は、項目「4 検証の具体的手順」を参照)

また、本制度について「新たな規制の導入をあらかじめ意図するものではない」とされていますが、ブロードバンド普及に不可欠なマイグレーションの促進や光ブロードバンドを初めとする各市場における公正競争環境がまだまだ不十分であること等を踏まえれば、さらなる制度整備を図る視点を常に念頭に置きつつ、運用を行うべきと考えます。従って、単に現行ルールを基準とした規制の遵守状況の検証ではなく、各種制度の趣旨等に立ち返って、真に公正な競争環境が確保されているかという視座を常に堅持して、本制度運用を行うことが必要です。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

意見2-7 本制度が実効的な制度となるよう、最大限の協力をしていきたい。

■ 電気通信市場における公正競争環境の確保等を通じて、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、毎年度の継続的なチェックのための新たな検証の仕組みとして、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度(以下、本制度)」が設定されたことは、大変意義があり歓迎するとともに、実効性のある制度となるよう、当社としても最大限の協力をさせて頂く考えです。

(イー・アクセス)

また、本ガイドライン(案)に示しているとおり、本制度は新たな規制の導入をあらかじめ意図するものではないが、本制度の運用状況や検証結果を踏まえ、「基本方針」に掲げる包括的な検証を実施するものであり、当該包括的な検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められるような場合には、本制度により得られた知見等を活用しつつ、競争ルール全体の枠組みの見直し等について検討を行うこととしている。

さらに、本ガイドライン(案)に示しているとおり、本制度による定期的な検証とは別に、必要に応じて公正競争確保の観点から所要の制度見直し等を実施することを妨げるものではないとともに、本制度に基づく検証の結果、包括的検証の結果を待つことなく速やかに対応すべき課題があると認められる場合、必要に応じて情報通信審議会における審議も活用しつつ、更なるブロードバンド普及促進に向けた方策の在り方等についての検討等を行うものである。

考え方2-7

■ 本ガイドライン(案)に賛同の御意見として承る。

3. 「2 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証」に対する意見

総論

意見	考え方
<p>意見3-1 インフラを設置しているブロードバンド事業者と他社のインフラを利用しているブロードバンド事業者の契約者数の状況についても観測することが必要。検証結果を踏まえた総務省の対応としても、競争促進の観点から行われる検討及び措置との間で整合性を図りつつ行うことが重要。</p>	<p>考え方3-1</p>
<p>■ ブロードバンド普及促進に向けた方策の有効性や適正性を確認することを目的に、「ブロードバンド普及状況」や「関係主体の取組」について検証を行うことについて賛同します。</p> <p>その際、ブロードバンド普及状況について検証を行うにあたっては、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(平成23年12月20日)の73~74ページにもあるとおり、「インフラを設置して事業を展開する事業者間の設備競争とインフラを利用して事業を展開する事業者も含めたサービス競争のバランスをとりながら」方策が採られているかをチェックすることが重要です。そのため、ブロードバンド市場環境に関する検証において、ブロードバンドサービスの「契約数」や「市場シェア」に加え、インフラを設置して事業を展開している事業者のブロードバンドサービスや NTT 東・西のダークファイバやシェアドアクセスを利用して事業を展開する事業者の FTTH サービスの契約者数の状況についても観測する必要があります。</p> <p>また、検証結果を踏まえた総務省の対応として、「必要に応じて情報通信審議会における審議も活用しつつ、更なるブロードバンド普及促進に向けた方策の在り方について検討する」とされていますが、その際にも、設備競争とサービス競争のバランスをとることが重要であり、本ガイドライン案にもあるとおり、「NTT 東・西等における規制の遵守状況等に関する検証結果を踏まえ、競争促進の観点から行われる検討及び措置との間で整合性を図りつつ行う」必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(KDDI)</p>	<p>■ 本ガイドライン(案)に示しているとおり、本制度に基づく検証に当たっては、サービスに関する市場シェアに加え、加入者回線数(光ファイバ回線及び全回線)のシェアについても観測することとしているとともに、「関係主体の取組に関する検証」において、事業者間取引の状況についても着目することとしており、設備競争とサービス競争の双方を視野に入れた検証を行う予定である。</p> <p>■ 本制度に基づく検証の結果を踏まえ、更なるブロードバンド普及促進に向けた方策の在り方等について検討を行う必要がある場合においては、本ガイドライン(案)に示しているとおり、「NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」の結果を踏まえ、競争促進の観点から行われる検討及び措置との間で整合性を図りつつ行う予定である。</p>

(1)検証の目的

意見	考え方
<p>意見3-2 検証の目的に『公正な競争環境のもと』等の文言の追加が必要。</p>	<p>考え方3-2</p>
<p>■ 検証の目的においては、ブロードバンドサービスに係る市場環境及び利用環境が、公正な競争環境のもとで進展しているかどうか重要な要素になってくるため、文章に『公正な競争環境のもと』等の文言の追加が必要と考えます。</p>	<p>■ 御意見の趣旨については、本ガイドライン(案)において、本制度全体の目的として「電気通信市場における公正競争の確保等を通じてブロードバンドの普及を促進する観点から、(略)「ブロードバン</p>

(イー・アクセス)	ド普及促進のための公正競争レビュー制度」として運用する」として いるところであり、既に反映されているものとする。
意見3-3 単なるデータの羅列や表面的な評価ではなく、本質的な評価を行うとともに、追加 的施策の提案までをプロセスに組み込むことが必要。また、分析の結果、関係者において必 要とされる措置についてもあらかじめ明確にしておくことが重要。	考え方3-3
<p>■ 「1 ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の目的」の項目において述べ たとおり、ブロードバンドの普及状況や関係主体の取組状況等、定性的事柄や定量的デー タの羅列、表面的評価のみでは、本制度目的に対し不十分と考えます。得られた事実、数値 的事象の要因や背景等を分析することにより、現状の取組等、実情に対する本質的な評価を 行うとともに、各種取組に不足が見出される場合を考慮し、追加的施策の提案までをプロセ スに組み込むことが必要です。また、その意味では、関係者において、十分な検討・議論の プロセスを経た上で、各検証項目に対する年次毎の実施目標や期待する効果、また分析の 結果、得られた内容が目標に比して不足とみなされる場合に必要措置についてもあらかじ め可能な限り明確にしておくことが重要です。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 本制度は、「基本方針」及びブロードバンド答申を踏まえ、制度整 備の実施後3年を目途に行う包括的な検証に資するため、毎年度 の継続的なチェックを行う仕組みとして創設するものであり、当該包 括的な検証においては、2015年頃を目途に全世帯でのブロードバ ンドの利用という目標に照らした基盤整備率及び基盤利用率の達 成度合いについての検証を行うことが考えられる。</p> <p>このような毎年度の継続的なチェックとしての本制度の位置付け を踏まえつつ、本ガイドライン(案)に示しているとおり、「ブロードバ ンド普及促進に係る取組状況等に関する検証」の結果、包括的検 証の結果を待つことなく速やかに対応すべき課題があると認められ る場合、総務省は、必要に応じて情報通信審議会における審議も 活用しつつ、更なるブロードバンド普及促進に向けた方策の在り方 等について検討するものである。</p>

(2)ブロードバンド普及状況に関する検証

意 見	考 え 方
意見3-4 ブロードバンドのみならず情報通信市場全体に対し、グローバルな競争状況も視 野に入れつつ、利用環境整備や競争促進の状況等を把握していくことが重要。また、利活用 の促進については、PDCAサイクルを念頭においてブロードバンドの需要創造を図ることが 重要。	考え方3-4
<p>■ 本ガイドライン(案)で示された公正競争レビュー制度におけるブロードバンド普及促進に 係る取組状況等の検証については、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、基盤整備 率や利用率、契約数、市場シェア、市場集中度(HHI)、利用者料金、接続料、回線速度を具 体的に把握する等して、普及に係る指標の達成度合い等を検証することとされています。</p> <p>しかし、これらの検証項目は、電気通信キャリアが提供する固定・モバイルのブロードバ ンドサービスに関する指標のみであり、ユーザがブロードバンドサービスを経由して、スマート フォンやパソコン等の端末からインターネット上のコンテンツ・アプリケーションサービスを利用 する際の一部でしかありません。</p> <p>ブロードバンドが普及する以前は、電話サービスが通信サービスのメインであり、電気通信</p>	<p>■ コンテンツ・アプリケーションサービスや端末等も含めた情報通信 市場全体での利用環境整備や競争促進の状況等を把握することに ついては、本ガイドライン(案)に示しているとおり、「関係主体の取 組に関する検証」に当たり、ネットワーク・プラットフォーム・端末の各 レイヤー間の関係についても着目しつつ検証を行うこととしている。</p> <p>他方、本制度は電気通信市場における公正競争の確保等を通じ てブロードバンドの普及を促進する観点から検証を行うものであり、 あくまでも電気通信事業者を対象として契約数・市場シェア・市場集 中度や料金について定点観測することが適当である。</p>

キャリアのネットワークに閉じた通話サービスの競争が主でした。しかしながら、既に固定のみならずモバイルもブロードバンド化が進展し、インターネット上のコンテンツ・アプリケーションサービスのユーザ利用、そしてプレイヤー間競争へと、市場構造は大きく転換しています。検索サービス、電子商取引、SNSが日常的な情報通信サービスとして国民に利用されており、また、通信サービスにおいても、電気通信キャリアが提供する通話サービスだけではなく、検索サービスやSNSを主サービスとするアプリケーションサービスプロバイダが、メールや通話等の通信サービスを提供しており、多くのユーザが利用しています。

さらに、コンテンツ・アプリケーションサービスを提供するプロバイダは、日本国内のみならず海外からも日本国内におけるサービスを自由に提供するなど、様々なプレイヤーがレイヤを跨って競争をグローバルに展開しています。

例えば、①通話サービスでは、電気通信キャリアが提供する固定電話、IP電話、携帯電話の通話サービスのほか、Skype等のインターネット電話やLINE等のスマートフォン向け無料アプリケーション等、サービスが多様化し、既に多くのユーザが利用しています。また、②メール等も同様に、携帯電話事業者やISPが提供するサービスのほか、GoogleのGmailやMicrosoftのHotmail、Yahoo! JAPANのYahoo!メール、Twitter、Facebookのメッセージ、その他各種メッセージ等のWebやスマートフォン向けアプリケーションを利用したサービスが多種多様に存在し、無料サービスも多いことから非常に多くのユーザが利用しています。③映像系サービスでも、動画配信ではhulu等、動画共有ではYouTubeやニコニコ動画等が様々な技術方式やサービス形態で提供されています。

こうした固定とモバイルのブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境の構造的変化により、ユーザの選択肢が国内の通信キャリアだけではなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要や目的に応じて自由自在に使いこなしています。

したがって、ブロードバンドの普及促進にあたっては、電気通信キャリアが提供するブロードバンドサービスのみならずコンテンツ・アプリケーションサービスや端末等も含めた情報通信市場全体で、利用環境整備や競争促進の状況等を把握していくことが重要であると考えます。

具体的には、本ガイドライン(案)で示されている電気通信キャリアが提供するブロードバンドサービスに関する契約数や利用料金等の項目のみならず、例えば、コンテンツ・アプリケーションサービスの利用料金や端末等の価格、ウイルス等に対するセキュリティの確保や個人情報の保護に向けた措置、デジタルリテラシーの向上に向けた措置等、ユーザが情報通信サービスを安心・安全・安価に利用できる環境整備や競争促進の進展度合いについて、レイヤを跨った総合的な実態把握が必要と考えます。

また、市場シェアや市場集中度(HHI)についても同様に、電気通信キャリアが提供するサ

■ 利活用の取組の検証については、本ガイドライン(案)に示しているとおり、「未整備地域における基盤の整備」や「公正競争環境の整備」に加え、「ICT利活用の促進」の項目について、関係主体の取組について検証を行うこととしている。

■ 競争ルールの見直しについては、本ガイドライン(案)に示しているとおり、2014年度の本制度に基づく検証に併せて実施する包括的な検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められるような場合には、本制度により得られた知見等を活用しつつ、競争ルール全体の枠組みの見直し等について検討を行うこととしている。

ービスに限らず、情報通信市場全体での把握が必要です。

先述のように、通話では、Skype等のインターネット電話やLINE等のスマートフォン向け無料アプリケーション、メールでは、GoogleのGmailやMicrosoftのHotmail、Yahoo! JAPANのYahoo!メール、twitter、Facebookのメッセージ等、様々な技術方式やサービス形態で提供されています。これらの情報通信サービスをユーザは自由自在に利用しており、電気通信キャリアが提供するブロードバンドサービスのみならず、むしろコンテンツ・アプリケーションサービスを中心として広く情報通信市場全体を俯瞰した検証が必要です。

その際、特に、Googleのような検索サービスやFacebookのような会員交流サイトが、当該レイヤで支配的な地位を獲得し、その支配的地位を基盤として、メールや通話といった伝統的な通信サービスに進出して、さらに支配的な地位を獲得することが可能であり、現にそうした事例(携帯電話のOSと連動したメールや通話サービス等の提供、会員交流サイトのユーザ基盤を活かしたメールや通話サービス等の提供等)が見受けられることから検証が必要です。

さらに、国内外のアプリケーションサービスプロバイダが伝統的な通信サービスをアプリケーションの一部として提供することで、いわゆるアプリケーションレイヤから通信サービスレイヤへのレイヤを跨った競争が世界的に進展しているという市場・競争構造の大きな変化を踏まえ、ユーザ利便確保の観点から、国内電気通信キャリアによる電話サービス競争を主とした競争ルールを見直していくべきであると考えます。世界的に見ても普及が進んでいる国内のブロードバンド基盤を活かしつつ、広く情報通信市場全体の健全な発展を目指すために、市場評価の分析・検証を行っていく必要があると考えます。

なお、関連して、諸外国との関係では、電気通信事業法第32条の接続義務の規制は、諸外国と比較しても類を見ないほど規制レベルが高く、海外からの日本へのMVNOとしての参入は容易である一方、海外では民・民のビジネススペースの契約であるため、海外での日本企業のMVNO参入は容易ではありません。こうした諸外国との規制レベルの差異によって、事業展開可能なフィールドに不均衡が生じ、国際競争力の低下を招くと考えられることから、グローバルな競争条件についても分析・評価の必要があると考えます。

加えて、一昨年12月のグローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースのとりまとめにおいて、「医療、教育、行政等のあらゆる分野におけるICTの利活用を促進する観点から、ICTの利活用を妨げる各種制度・規制等の徹底的な洗い出しを行い、それらの抜本的な見直しを行うことが適当」とされましたが、依然として、日本は諸外国に比べ、医療や教育、行政等の公的領域におけるICT利活用の進展に遅れが生じています。そのため、「新成長戦略」において、「科学・技術・情報通信立国戦略～IT立国・日本～」として、公平で利便性が高い電子政府・行政の実現等の目標が掲げられていますが、本ガイドラインに基づく検証において、それらの進捗状況や課題等を具体的に把握し、実現に向けて講ずべき対策を明

示して、関係主体へ働きかけるPDCAサイクルを主体的に回していくことにより、公的分野におけるICT利活用の推進からブロードバンドの需要創造を図ることが重要であると考えます。

また、ブロードバンドの需要創造の観点から、事業者間競争といった供給サイドだけの評価・検証ではなく、行政・医療・教育等のパブリックセクターにおけるブロードバンド利用やICT利活用について、定量的に分析・評価すべきです。特に、ブロードバンドは、固定・モバイルともに世界最高水準の普及率に達しており、FTTHも概ね2世帯に1世帯が利用するという、世界的見れば特異に高い普及状況にある点に鑑みれば、国際的に見て遅れていると政府においても認識されている公的部門のICT利活用の促進についての分析・検証を踏まえたブロードバンドの需要創造が不可欠と考えます。

(別添資料参照)

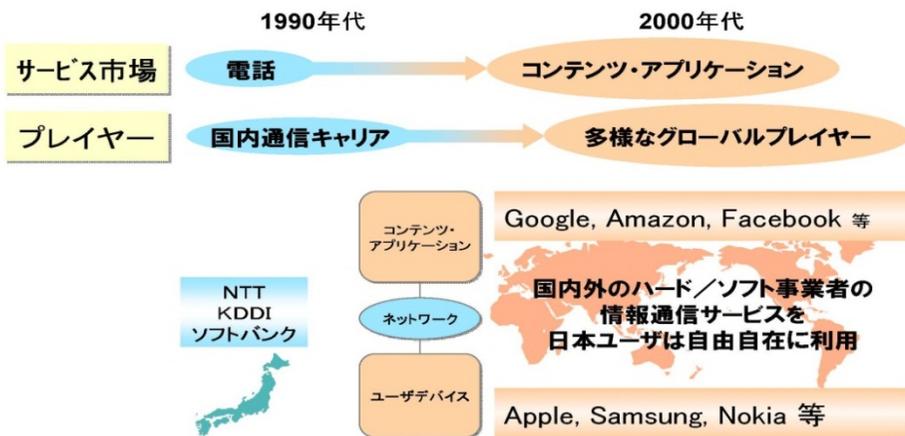
別添資料 目次

<p>1. ブロードバンド普及促進のための公正競争 レビュー制度の運用に関するガイドライン(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信市場のパラダイムシフト 2 ・多様なプレイヤーが通信サービスを提供 3 ・通話やメールもアプリケーションプロバイダと競合 ... 4 ・MVNO事業展開の片務性(国際競争力) 5 ・韓・英・米は公的分野のICT利活用が進展 6 ・諸外国のブロードバンド利用状況 7 	<p>2. 暫定検証結果(案)</p> <p>2-1. ユーザのサービス利用動向等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザはデバイスやアプリケーションを選択 9 ・ユーザは多様なデバイスで多様なサービスを利用 10 ・スマートフォンとPCにおけるWebサイトの表示 11 ・ユーザはモバイル/固定から自由にサービスを選択 .. 12 ・ユーザの無線インターネットの利用意向 13 ・ユーザが今後契約したいインターネット回線 14 ・緊急通報は約7割がモバイルから 15 ・東日本大震災における安否確認手段と利用状況 16 ・就職活動時におけるスマートフォンの活用 17 <p>2-2. サービスの契約数動向等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界のモバイル/固定のユーザ数 19 ・モバイルのみのインターネットユーザ数 20 ・今後のユーザ数の予測(携帯電話/固定ブロードバンド) .. 21 ・今後の市場規模の予測(携帯電話/固定ブロードバンド) .. 22 ・スマートフォンの出荷台数がパソコンを上回る 23 ・移動/固定の契約数推移 24 ・移動/固定のトラフィック(通信回数)の変化 25 ・携帯/固定電話事業者の売上高と営業利益率 26 <p>2-3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国におけるモバイルブロードバンドの推進 28 ・諸外国におけるブロードバンドマップ(米国) 29 ・諸外国におけるブロードバンドマップ(英国) 30 ・NTTだけが柔軟にサービスを展開できない 31 <p>参考資料</p>
---	--

1. ブロードバンド普及促進のための 公正競争レビュー制度の運用に 関するガイドライン(案)

1

情報通信市場のパラダイムシフト ～ブロードバンド化・モバイル化・グローバル化が進展～



2

多様なプレイヤーが通信サービスを提供

(ユーザー数)

	世界	日本
既存のプレイヤー	携帯電話	1億2,000万
	固定電話	4,000万
新たなプレイヤー	Skype	数百万
	LINE	800万
	Facebook	1,100万
	Twitter	1,500万
	Hotmail	500万
	Yahoo! Mail	1,700万
	Gmail	500万
YouTube	3,200万	
ニコニコ動画	—	2,500万

(出典) 携帯・固定電話:ITU「ICT Data and Statistics」、総務省「電気通信サービスの加入契約数等の状況」(2011.12) Skype<世>:Microsoft決算資料(2012.1) LINE<世>:NHN Japan公表値(2012.3) Facebook、Twitter、Hotmail、Yahoo! Mail、Gmail、YouTube<世>:comScore調査値(2011.10等) Facebook、Twitter<日>:ネットインテリクス調査値(2011.10) Gmail、YouTube<日>:ネットインテリクス調査値(2011.9) Hotmail<日>:Microsoft公表値(2010.12) Yahoo!メール<日>:Yahoo! JAPAN公表値(2009.5) ニコニコ動画<日>:フワコ決算資料(2011.12)

3

通話やメールもアプリケーションプロバイダと競合

コンテンツ・アプリ 配信プラットフォーム

メール

通話

アドレス帳 (電話・メールアドレス)

携帯電話事業者の提供するサービス

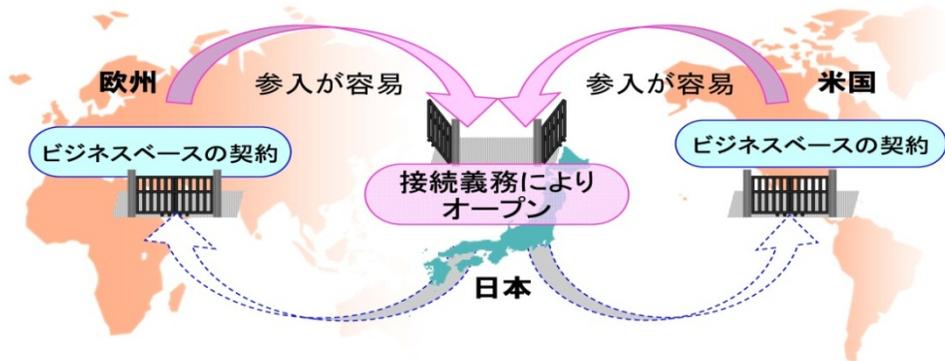
Googleの提供するサービス

スマートフォンではGoogle等のアプリケーションプロバイダが通信サービスも提供

(※)モバイル向けGoogle Voiceは現在、北米でのみ提供(通話地域は全世界)

4

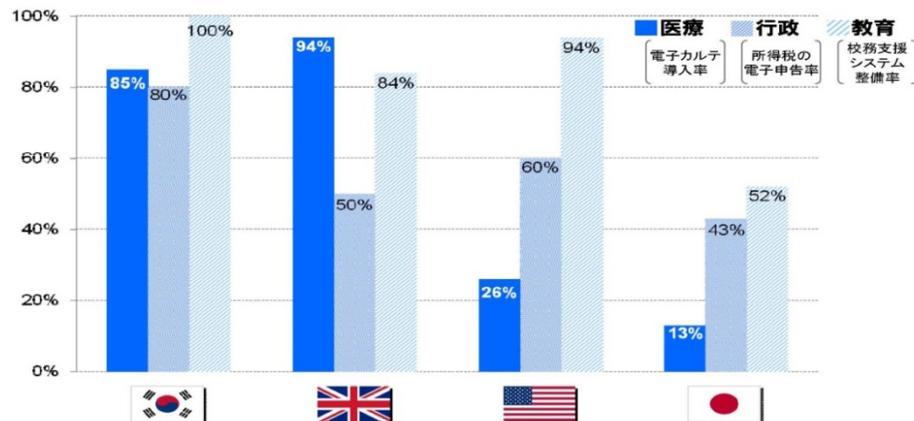
MVNO事業展開の片務性(国際競争力)



日本ではMVNOの提供義務があるため、欧米の事業者は容易に日本市場に参入可能
 ⇒ 国際競争力の観点から、海外と同等の規制レベルとすべき
 (海外では、MVNO事業者との契約は民-民のビジネススペースの契約)

5

韓・英・米は公的分野のICT利活用が進展



(出典) 校務支援システム: 日本は文科省「平成22年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(2011年3月時点)」, 韓・英・米は各国政府機関発表より
 所得税の電子申告率: 日本は国税庁「平成22年度におけるe-Taxの利用状況について」, 韓・英・米は各社電通
 電子カルテ導入率: 日本はJAHIS(保健医療福祉情報システム工業会)調査(2009年), 韓・英・米はIT戦略本部「医療・社会保障分野のIT戦略(韓は2005年、英・米は2006年時点)」資料より

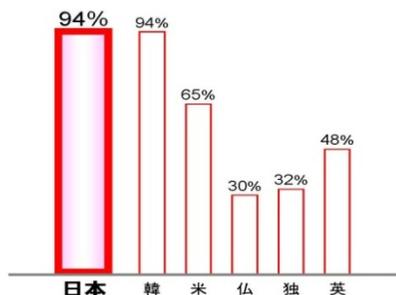
6

諸外国のブロードバンド利用状況 ～日本のブロードバンド利用は世界トップ水準～

モバイルブロードバンド

国民の約9割が利用

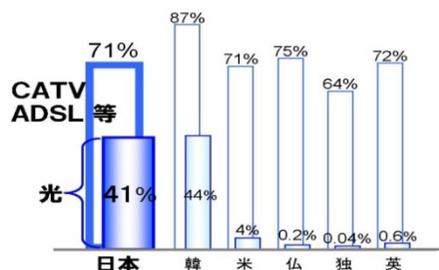
【3G携帯人口普及率】



固定ブロードバンド

約7割の世帯が利用

【世帯普及率】



(出典) モバイルブロードバンド(3G)人口普及率:World Cellular Information Service (Informa社) (2010年6月); 固定ブロードバンドの世帯普及率:ITU発表資料(2009年)、光ブロードバンド普及率:各国規制機関等(日本、英国:2011年3月、韓国:2010年12月、米国:2010年6月、仏国、独国:2009年9月)

7

(NTT持株)

意見3-5 市場における競争の進展度合いを測るための定性的・定量的指標を充実化させるべき。特に NGN の性質に鑑み、事業者間取引の状況やネットワークのオープン化度合い等に着目し、「サービス競争」の進展度合いについて中心的に検証を行うべき。

■ 競争の進展はブロードバンドの普及にとって欠くことのできない重要な指標です。従って、本検証項目は、市場における競争の進展度合いを測るための定性的・定量的指標を充実化させるべきと考えます。特に、2010年12月に公表された『「光の道」構想実現に向けて取りまとめ』にて、ポトルネック性を有する加入光ファイバと一体で構築されている NTT 東西殿の NGN(以下、「NTT-NGN」という。)の性質に鑑み、促進が求められている「サービス競争」の進展度合いについて中心的に検証を行うべきと考えます。具体的には、事業者間取引の状況やネットワークのオープン化度合い等に着目し、以下の指標を検証項目として追加することを要望します。

- ・ FTTH 市場の事業者間取引市場における競争状況
 - 光ファイバ回線の設備ベースシェアと FTTH 小売サービスシェア (ADSL 市場における同種シェアとの比較含む)
 - 光ファイバ回線における自己調達と他者調達の割合 (ADSL 市場との比較含む)
- ・ NTT-NGN におけるオープン化の度合い

考え方3-5

■ 本ガイドライン(案)に示しているとおり、本制度に基づく検証に当たっては、サービスに関する市場シェアに加え、加入者回線数(光ファイバ回線及び全回線)のシェアについても観測することとしているとともに、関係主体の取組に関する検証において、事業者間取引の状況についても着目することとしており、設備競争とサービス競争の双方を視野に入れた検証を行う予定である。

■ FTTH市場の事業者間取引については、平成23年度の競争評価の戦略的評価において調査を行っているところであり、本制度に基づく検証においても、その結果を活用する予定である。

■ NTT東西のNGNのオープン化の状況については、ブロードバンド答申を受けて、総務省よりNTT東西に対して報告等を求める指導を本年2月に行っているところであり、まずは当該報告等に基づきその対応状況等を確認することが適当であるが、必要に応じ、「関係

<p>(PSTN との比較含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> - アンバンドルメニューの内容(1 ユーザ単位の接続メニュー有無等) - アンバンドルメニューの数 - 接続料水準 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>主体の取組に関する検証」において取り上げることが考えられる。</p>
--	---------------------------------------

(2)ブロードバンド普及状況に関する検証 ア ブロードバンド基盤の整備率及び利用率に関する検証

意見	考え方
<p>意見3-6 「基盤利用率」、「市場シェア」、「市場集中度」の定点観測に当たっては、固定系からモバイル系への移行状況を観測するなど、モバイル系を含めたブロードバンド市場全体で総合的に評価すべき。「市場シェア」、「市場集中度」については、モバイル事業者を有する「企業グループ」の総合的な市場支配力に着目した包括的な観測を行うべき。</p>	<p>考え方3-6</p>
<p>■ ブロードバンド市場においては、モバイルサービスの高速化が進み、FTTH、CATVインターネットといった固定系だけでなく、3. 9世代携帯電話やWiMAXを含めた熾烈な競争が展開されています。</p> <p>当該市場の競争環境を検証するにあたり、モバイルサービスの高速化による影響は無視できないことから、「基盤利用率」、「市場シェア」、「市場集中度」の定点観測にあたっては、固定系／モバイル系といった個別の検証に留まらず、固定系からモバイル系への移行状況を観測するなど、モバイル系を含めたブロードバンド市場全体で総合的に評価すべきと考えます。</p> <p>さらに、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、国の有限希少な電波を利用するという点において設備のボトルネック性が存在し、顧客規模が固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長しているモバイル事業の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあります。そのため、特に「市場シェア」、「市場集中度」については、モバイル事業者を有する「企業グループ」の総合的な市場支配力に着目した包括的な観測を行うべきと考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ 本制度は、固定系ブロードバンドサービスのみならず、移動系ブロードバンドサービスについても検証を行うものであり、両者の関係についても、可能な限り把握していく予定である。</p> <p>ただし、固定・移動を一つの市場として捉えた検証を行うことについては、競争評価においても、将来的な検討の必要性は指摘しつつ、現在はサービス市場について固定・移動を区別した市場画定を行っているところであり、現時点においては別の市場として捉えることが適当である。</p> <p>■ 総合的な市場支配力に着目した検証については、考え方1-3のとおり。</p>
<p>意見3-7 「基盤利用率」は固定系・移動系を大括りに捉えた把握・分析を行うことが必要。また、移動系の「基盤利用率」の把握・分析には3. 5Gを含めた把握・分析が必要。</p>	<p>考え方3-7</p>
<p>■ ・スマートフォンなど高機能端末の登場以降、ユーザはより利便性の高い端末を選択する一方、ネットワークについては、3. 5GやWiMAX、固定ブロードバンドと連携したWiFi通信を利用シーンに応じて自由に選択するなど、通信手段にとらわれない使い方が既に広がっています。</p> <p>・こうした状況を踏まえれば、固定系と移動系を別市場として分析・評価するのではなく、両</p>	<p>■ 本制度は、固定系ブロードバンドサービスのみならず、移動系ブロードバンドサービスについても検証を行うものであり、両者の関係についても、可能な限り把握していく予定である。</p> <p>ただし、固定・移動を一つの市場として捉えた検証を行うことについては、競争評価においても、将来的な検討の必要性は指摘しつつ</p>

<p>者を大括りに捉えた普及状況の検証が必要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、「暫定検証結果案」における具体的検証において、「基盤利用率」は、固定系と移動系を区分して把握・分析されていますが、ユーザの利用実態を正確に反映した検証を実施するためには、固定系・移動系を大括りに捉えた把握・分析を行う必要があると考えます。 ・また、同検証結果案において、移動系の「基盤利用率」の把握・分析ではモバイルWiMAXやLTEなど超高速ブロードバンドのみが対象となっていますが、多くのユーザが3.5Gでインターネットを既に利用している現状を踏まえれば、3.5Gを含めた把握・分析が必要であると考えます。 <p style="text-align: right;">(NTT西日本)</p>	<p>つ、現在はサービス市場について固定・移動を区別した市場画定を行っているところであり、現時点においては別の市場として捉えることが適当である。</p> <p>また、基盤利用率については、契約と地理的領域が必ずしも直結しない移動系ブロードバンドは、事業者において都道府県ごとの契約数の把握が困難であることから、固定系ブロードバンドと分けて記載することが適当である。</p> <p>■ 3.5世代携帯電話サービスも含めた評価については、本制度においては、同サービスを含めたブロードバンドの普及状況を検証する予定である。</p> <p>ただし、基盤利用率等、同サービスの契約数に基づく数値を算出することについては、事業者より同サービスのみでの正確な契約数を集計することは困難である等の意見がある中で、同サービスの普及状況を踏まえると、携帯電話サービス全般に係る数値とは別個に当該数値を算出する意義は必ずしも高くないものとする。</p>
<p>意見3-8 事業者ごとの基盤整備率を把握することが必要。また、基盤利用率については、3.5G携帯電話を含めたモバイルブロードバンドと固定ブロードバンドを1つの市場として捉えることが実態を踏まえた見方であることを踏まえ、適正な基盤利用率を検証できる方法を検討すべき。</p>	<p>考え方3-8</p>
<p>■ ・ブロードバンド普及状況に関する検証に当たっては、それぞれ参入・普及が進んでいる、あるいは進んでいない要因について、競争環境の整備という視点だけでなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このためには、事業者毎の基盤整備率を把握し、どの事業者がどの地域にどの程度の基盤整備を行っているかを明確にした上で、基盤整備率に事業者間で差がある場合にはその差が生じている理由についても明らかにしていく必要があると考えます。 ・また、基盤利用率については、固定系ブロードバンドと移動系ブロードバンドが別々に検証されておりますが、モバイルではすでに固定に比べて4倍ものユーザが既にインターネットへアクセスできる環境にあり、さらに、WiMAX、LTEが商用化されるとともに、スマートフォンの爆発的な普及拡大に伴い、モバイルにおいても超高速ブロードバンド化が急速に進展していることに加え、KDDI殿をはじめとして、モバイルと固定ブロードバンドサービスのセットによる割引が展開されていることを鑑みれば、モバイルと固定を1つの市場として捉えることが実態を踏まえた見方であると考えます。 ・この点、暫定検証結果(案)では、ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関して、ブロードバンド基盤の整備率や利用率等の状況が整理されていますが、普及促進対象を固定 	<p>■ 各事業者の事業戦略や参入意欲については、公正な競争環境が確保されているか等の市場の状況にも影響を受け得るものであることから、本制度に基づく検証においては、まずは当該市場の状況を客観的に検証することが適当である。</p> <p>■ モバイルと固定を一つの市場として捉えること及び3.5世代携帯電話サービスも含めた評価については、考え方3-6のとおり。</p>

<p>は世帯、移動は個人として両者を二分した上で、超高速ブロードバンドサービスは下り30M bps以上のサービスに限定し、スマートフォンでも広く利用されている3. 5世代携帯電話は除外して整備率や利用率が整理されています。その結果、超高速ブロードバンドサービスでは、整備率・利用率ともに固定のみ(FTTH、下り30Mbps以上のCATVインターネット及びFWA)の実績が示されており、実質的に固定ブロードバンドの普及促進状況を検証するものとなっています。</p> <p>・しかしながら、前述のとおり、モバイルと固定を区分して検証することは、市場実態にそぐわないことから、基盤利用率の検証にあたっては、移動系ブロードバンドを含めたブロードバンド市場全体を対象とし、固定系ブロードバンドと移動系ブロードバンドの両方を利用するユーザもいれば、どちらか一方のみを利用するユーザもいることを踏まえ、適正な基盤利用率を検証できる方法を検討していただきたいと考えます。</p> <p>その際、現にユーザは、普及拡大しているスマートフォン等の端末で、LTE(3. 9G携帯電話)ではなく、3. 5G携帯電話でも、特段問題なくパソコン向けウェブサイトや動画コンテンツ等を見ることができることから、3. 5G携帯電話も含めて検証すべきと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	
<p>意見3-9 達成度合いを定量的に検証するために「基盤利用率」の基準値を設定し、検証によって継続的な改善が図られるようなPDCAサイクルの仕組みが必要。</p>	<p>考え方3-9</p>
<p>■ 「基盤整備率」「基盤利用率」の検証にあたっては、ブロードバンドの普及実態を数値で把握するだけでなく、検証結果により、継続的な改善が図られるようなPDCAサイクルの仕組みが必要であると考えます。</p> <p>具体的には、達成度合いを定量的に検証するために「基盤利用率」の基準値を設定することによって、基準値を達成しなかった場合の要因や課題を明確化することが可能となり、次年度以降における利用率向上の施策に繋げることが出来ると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>■ 本制度は、「基本方針」及びブロードバンド答申を踏まえ、制度整備の実施後3年を目途に行う包括的な検証に資するため、毎年度の継続的なチェックを行う仕組みとして創設するものであり、当該包括的な検証においては、2015年頃を目途に全世帯でのブロードバンドの利用という目標に照らした基盤整備率及び基盤利用率の達成度合いについての検証を行うことが考えられる。</p> <p>このような毎年度の継続的なチェックとしての本制度の位置付けを踏まえつつ、本ガイドライン(案)に示しているとおり、「ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証」の結果、包括的検証の結果を待つことなく速やかに対応すべき課題があると認められる場合、総務省は、必要に応じて情報通信審議会における審議も活用しつつ、更なるブロードバンド普及促進に向けた方策の在り方等について検討するものである。</p>
<p>意見3-10 「基盤整備率」「基盤利用率」と「ブロードバンド基盤の利用可能性と実際の利用状況の進展」との因果関係について多面的に考察すべき。</p>	<p>考え方3-10</p>
<p>■ 「基盤整備率」の定義は「ブロードバンドサービスを利用可能な世帯数が全世帯数に占める割合」、「基盤利用率」の定義は「ブロードバンドサービスの契約数が全世帯数に占める割合」とのことですが、これをもって「ブロードバンド基盤の利用可能性と実際の利用状況の進</p>	<p>■ 本ガイドライン(案)に示しているとおり、本制度は、2015年頃を目途に全世帯でのブロードバンドの利用という目標の実現に向けて、電気通信市場における公正競争環境の確保等を通じてブロード</p>

<p>展」の指標とするのは、根拠のあることなのでしょうか。</p> <p>「基盤整備率」や「基盤利用率」と「ブロードバンド基盤の利用可能性と実際の利用状況の進展」との間に有意な因果関係があるものなのか、また誤差が生じうるとして、どのような場合が考えられるか、といった多面的な考察が必要であると考えます。</p> <p>たとえば、世帯あたりの個人の数の地域分布や、法人の加入数の取り扱い、オプションサービスの加入数(たとえば携帯電話の加入者が廉価なオプションとして公衆無線 LAN に加入する場合)の取り扱いが、これらの指標にどのように影響するか、といった論点が考慮されるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>バンドの普及促進を図る観点から、ブロードバンドの普及に係る指標の達成度合いや公正競争要件の遵守状況等について総合的に検証するために運用する取組であり、このような政策目的を踏まえた概念・用語の定義等を行っているものである。</p>
---	---

(2)ブロードバンド普及状況に関する検証 イ ブロードバンド市場環境に関する検証

意見	考え方
<p>意見3-11 「基盤利用率」、「市場シェア」、「市場集中度」の定点観測に当たっては、固定系からモバイル系への移行状況を観測するなど、モバイル系を含めたブロードバンド市場全体で総合的に評価すべき。「市場シェア」、「市場集中度」については、モバイル事業者を有する「企業グループ」の総合的な市場支配力に着目した包括的な観測を行うべき。</p>	<p>考え方3-11</p>
<p>■ ブロードバンド市場においては、モバイルサービスの高速化が進み、FTTH、CATVインターネットといった固定系だけでなく、3.9世代携帯電話やWiMAXを含めた熾烈な競争が展開されています。</p> <p>当該市場の競争環境を検証するにあたり、モバイルサービスの高速化による影響は無視できないことから、「基盤利用率」、「市場シェア」、「市場集中度」の定点観測にあたっては、固定系／モバイル系といった個別の検証に留まらず、固定系からモバイル系への移行状況を観測するなど、モバイル系を含めたブロードバンド市場全体で総合的に評価すべきと考えます。</p> <p>さらに、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、国の有限希少な電波を利用するという点において設備のボトルネック性が存在し、顧客規模が固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長しているモバイル事業の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあります。そのため、特に「市場シェア」、「市場集中度」については、モバイル事業者を有する「企業グループ」の総合的な市場支配力に着目した包括的な観測を行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ 考え方3-6のとおり。</p>
<p>意見3-12 固定系ブロードバンド及び移動系ブロードバンドを大括りに捉えた検証が必要。また、都道府県ごとのブロードバンド市場の競争状況について把握・分析した上で、参入の有無についても各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含めて多角的に分析すべき。</p>	<p>考え方3-12</p>

<p>■ ・ブロードバンド市場環境の検証においては、ユーザの視点や事業者の競争戦略の観点から実態に即して行うことが必要と考えます。</p> <p>・したがって、ユーザが固定や移動といった通信手段を利用シーンに応じて自由に選択していること、事業者による固定通信と移動通信をパッケージで提供する戦略が本格化していることを踏まえれば、FTTHやADSL、CATVなどの固定系ブロードバンド及び移動系ブロードバンドを大括りに捉えた検証が必要であると考えます。</p> <p>・また、ブロードバンド市場においては、都道府県ごとに極めて特色のある競争環境を呈しており、シェアにも大きなバラツキがあります。ブロードバンド市場の競争状況を正確に把握するためには、こうした地理的特性を踏まえた上で、都道府県ごとの市場について把握・分析を行うこと必要であると考えます。そのうえで、事業者が参入しているエリアだけでなく、参入が進んでいないエリアについても、なぜ参入が進まないのか、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTT西日本)</p>	<p>■ 本制度は、固定系ブロードバンドサービスのみならず、移動系ブロードバンドサービスについても検証を行うものであり、両者の関係についても、可能な限り把握していく予定である。</p> <p>ただし、固定・移動を一つの市場として捉えた検証を行うことについては、競争評価においても、将来的な検討の必要性は指摘しつつ、現在はサービス市場について固定・移動を区別した市場画定を行っているところであり、現時点においては別の市場として捉えることが適当である。</p> <p>■ 都道府県ごとのブロードバンド市場の競争状況については、FTTH市場に関し、平成23年度の競争評価において、都道府県別のデータ等を可能な限り把握すべく調査を行っているところであり、本制度に基づく検証においても、その結果を活用する予定である。</p> <p>■ 各事業者の事業戦略や参入意欲については、公正な競争環境が確保されているか等の市場の状況にも影響を受け得るものであることから、本制度に基づく検証においては、まずは当該市場の状況を客観的に検証することが適当である。</p>
<p>意見3-13 ブロードバンド市場については、固定だけでなくモバイルも含めるとともに、都道府県ごとのブロードバンド市場の競争状況や、ブロードバンドを活用した様々な情報通信サービスとプレイヤーの全体を見て、多角的に競争状況を分析・検証することが必要。CATVは、FTTHと切り分けて考える必要はない。</p>	<p>考え方3-13</p>
<p>■ ・情報通信市場においては、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展しており、WiMAXやLTEが商用化されるとともに、スマートフォンの爆発的な普及拡大に伴い、モバイルにおいても超高速ブロードバンド化が急速に進展しており、また、KDDI殿をはじめとして、モバイルと固定ブロードバンドサービスのセットによる割引が展開されております。</p> <p>・このように、市場環境・競争環境は大きく変化し、固定市場とモバイル市場の垣根がなくなってきたことから、まずは、モバイルブロードバンドを含めたブロードバンド市場全体での事業者シェアについて検証したうえで、固定・モバイル別や固定・モバイルそれぞれの中でのサービス別などでの検証を行う等、多角的に検証すべきであると考えます。</p> <p>・なお、事業者は市場性のある地域に限定して参入していることが多いため、その場合、競争の範囲は限定されることから、事業者間の競争状況の検証にあたっては、事業者毎に、全国マクロでのサービスシェアを比較しても、競争の実態を適切に反映したものとはなりません。</p> <p>このため、競争実態を的確に把握するためには、例えば、事業者毎に、参入している市</p>	<p>■ 本制度は、固定系ブロードバンドサービスのみならず、移動系ブロードバンドサービスについても検証を行うものであり、両者の関係についても、可能な限り把握していく予定である。</p> <p>ただし、固定・移動を一つの市場として捉えた検証を行うことについては、競争評価においても、将来的な検討の必要性は指摘しつつ、現在はサービス市場について固定・移動を区別した市場画定を行っているところであり、現時点においては別の市場として捉えることが適当である。</p> <p>■ 地域に着目したブロードバンド市場の競争状況については、FTTH市場に関し、平成23年度の競争評価において、都道府県別のデータ等を可能な限り把握すべく調査を行っているところであり、本制度に基づく検証においても、その結果を活用する予定である。</p>

<p>町村単位でサービスシェアを検証し、参入・競争が進んでいる、あるいは進んでいない要因について、競争環境の整備という視点だけでなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析・検証していただく必要であると考えます。</p> <p>・また、そもそも、現在のブロードバンド市場は、前述の通り、固定とモバイルのブロードバンド化だけでなく、プレイヤーの多様化等により、レイヤを跨った競争が進展しているため、市場シェアや市場集中度については、電気通信事業者が提供するブロードバンドサービスだけを取り上げて、FTTHやADSL等のサービス別に評価するのではなく、こうしたブロードバンドを活用した様々な情報通信サービスとプレイヤーの全体を見て、実質的に競争が制限されているか等について分析・検証すべきと考えます。</p> <p>CATVも、地上デジタル放送の再送信への対応等のため、同軸、HFCからFTTB等へ設備構成を変化させていることから、光ファイバという物理媒体に着目する場合、FTTHと切り分けて考える必要はありません。なお、KDDI殿は、光サービスを自前設備及び当社の設備利用で推進されるとともに、CATV事業を展開しています。</p> <p style="text-align: right;">(NTT東日本)</p>	<p>■ 各事業者の事業戦略や参入意欲については、公正な競争環境が確保されているか等の市場の状況にも影響を受け得るものであることから、本制度に基づく検証においては、まずは当該市場の状況を客観的に検証することが適当である。</p> <p>■ ブロードバンドを活用した様々な情報通信サービスとプレイヤーの全体を見た分析・検証については、本ガイドライン(案)に示しているとおり、関係主体の取組に関する検証に当たり、ネットワーク・プラットフォーム・端末の各レイヤー間の関係についても着目しつつ検証を行うこととしている。</p> <p>他方、本制度は電気通信市場における公正競争の確保等を通じてブロードバンドの普及を促進する観点から検証を行うものであり、あくまでも電気通信事業者を対象として契約数・市場シェア・市場集中度や料金について定点観測することが適当である。</p> <p>■ CATVの扱いについては、競争評価において、FTTH、ADSL及びCATVインターネットの総体をブロードバンド市場として画定していることを踏まえ、ブロードバンド市場環境に関する検証については、これらサービス全体を捉えた指標も併せて定点観測することとし、本ガイドライン(案)を次のとおり修正する。</p> <p>p3 イ ブロードバンド市場環境に関する検証 (略)</p> <p>その際、FTTH、ADSL、CATVインターネット、移動体データ通信の区分を設けて検証を行うとともに、FTTH、ADSL及びCATVインターネット全体を捉えた指標についても検証を行う。また、加入者回線数(光ファイバ回線及び全回線)のシェアについても観測する。</p>
<p>意見3-14 既存の項目に加えて、「FTTHの参入・提供事業者数」も検証項目として追加すべき。また、PSTNからの円滑な移行が進んでいるかの検証も必要。</p>	<p>考え方3-14</p>
<p>■ ブロードバンド市場環境に関する検証においては、市場規模の拡大や公正競争環境の確保等の観点からも検証することが重要であると考えます。</p> <p>ブロードバンドの普及促進には、多様な事業者が新規参入することにより、公正な競争環境のもとでのサービス競争促進が必要不可欠なため、公正な競争環境の構築状況及びサ</p>	<p>■ 「FTTHの参入・提供事業者数」も検証項目として追加すべきとの御意見については、「ブロードバンド市場環境に関する検証」において、「提供事業者数」についても定点観測することとし、本ガイドライン(案)を次のとおり修正する。</p>

<p>一ビジネス競争の進展度合いを検証する観点からも、「契約数」「市場シェア」「市場集中度」に加えて、「FTTHの参入・提供事業者数」も検証項目として追加すべきと考えます。</p> <p>また、PSTNのマイグレーションが進展している状況でもあり、競争環境の阻害要因が発生することなく、円滑な移行が進んでいるかの検証も必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>	<p>p3</p> <p>イ ブロードバンド市場環境に関する検証</p> <p>事業者間競争の進展状況を含むブロードバンドサービスに係る市場環境の変化を検証するため、ブロードバンドサービスの「契約数」、ブロードバンド市場における事業者間の競争状況を示す「提供事業者数」、「市場シェア」及び「市場集中度(HHI)」を定点観測することとする。</p> <p>■ PSTNのマイグレーションの進捗状況については、必要に応じ、「関係主体の取組に関する検証」において取り上げることが考えられるが、情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会(以下「電話網移行円滑化委員会」という。)において、必要なフォローアップが行われる予定である。</p>
<p>意見3-15 現在列挙しているブロードバンドの区分では不十分であり、FWA と法人等が利用するブロードバンドを列挙すべき。</p>	<p>考え方3-15</p>
<p>■ 現在列挙されているブロードバンドの区分では不十分です。</p> <p>これらに加え、FWA(Fixed Wireless Access、FWA は移動体データ通信に含まれない)と、主に法人等が利用するブロードバンドを列挙すべきです。主に法人等が利用するブロードバンドとしては、たとえば、FTTO (Fiber To The Office)、データセンターのコロケーションスペースに引き込まれるブロードバンド、法人等が自ら構築し、自組織内のみで利用するブロードバンドが挙げられます。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>■ 本検証における概念・用語の定義等については、考え方1-6及び考え方3-10のとおり。</p>

(2)ブロードバンド普及状況に関する検証 ウ ブロードバンド利用環境に関する検証

意見	考え方
<p>意見3-16 禁止行為規制の「差別的取扱いの禁止」等について現状を分析・検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたい。また、ISPやコンテンツ・アプリケーションサービスの利用料、端末等の価格等、情報通信市場全体ををトータルで把握し、その内訳等について分析・検証すべき。</p>	<p>考え方3-16</p>
<p>■ ・前述のとおり、情報通信市場においては、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展しており、WiMAXやLTEが商用化されるとともに、スマートフォンの爆発的な普及拡大に伴い、モバイルにおいても超高速ブロードバンド化が急速に進展しております。また、KDDI殿をはじめとして、モバイルと固定ブロードバンドサービスのセットによる割引が展開されております。</p>	<p>■ 禁止行為規制の利用者利便への影響については、本制度においては禁止行為規制の運用状況に関する検証を行うこととしており、事前の意見公募における意見等を踏まえ、必要に応じて検証を行うことが想定される。</p>

<p>す。しかしながら、NTT東西やNTTドコモは、現在、禁止行為規制の適用対象となっているため、「差別的取扱いの禁止」の規制により、ある特定の電気通信事業者と提携して、柔軟にサービスを展開することができず、利用者利便が損なわれている恐れがあることについて分析・検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。</p> <p>・また、ユーザはネットワークサービスだけでなく、ISPやコンテンツ・アプリケーションサービスを含め、トータルでサービスを選択しており、更なる基盤利用率の向上を目指していくためには、電気通信事業者が提供するブロードバンドサービスだけを取り上げて、FTTHやADSL等のサービス別に評価するのではなく、ISPやコンテンツ・アプリケーションサービスの利用料、端末等の価格等、情報通信市場全体を見て、ユーザが負担する金額をトータルで把握し、その内訳等について分析・検証すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTT東日本)</p>	<p>■ 規制の見直し・撤廃については、考え方2-2のとおり。</p> <p>■ 情報通信市場全体を見て料金を分析・検証すべきとの御意見については、本ガイドライン(案)に示しているとおり、「関係主体の取組に関する検証」に当たり、ネットワーク・プラットフォーム・端末の各レイヤー間の関係についても着目しつつ検証を行うこととしているものであるが、本制度は電気通信市場における公正競争の確保等を通じてブロードバンドの普及を促進する観点から検証を行うものであり、あくまでも電気通信事業者の提供するサービスに係る料金について定点観測することが適当である。</p>
<p>意見3-17 「利用者料金」の検証においては、移動体通信・コンテンツ・アプリケーション等のサービスの料金までも対象とすべきであり、また、料金表についても直近の動向を反映した検証を行っていただきたい。</p>	<p>考え方3-17</p>
<p>■ 「利用者料金」の検証においては、光ファイバ接続料等の規制料金や固定電話・携帯電話のARPU等の電気通信役務の料金のみを対象とせず、利用者がブロードバンドサービスを介して利用する、移動体通信・コンテンツ・アプリケーション等のサービスの料金までも対象とし、情報通信市場全体に渡って総合的な利用者利便の見地から検証すべきであると考えます。</p> <p>・なお、暫定検証結果案に記載の料金表は、平成23年3月時点のものとなっておりますが、当社は平成24年1月に低利用者のお客様にも使いやすい料金プランとしてフレッツ 光ライトを提供開始したところであり、同プラン発表後、他社も競合メニューを打ち出すなど、活発な料金戦略が展開されているところであり、そうした直近の動向を反映した検証を行っていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTT西日本)</p>	<p>■ 利用者料金に関し、情報通信市場全体に渡って検証すべきとの御意見については、本ガイドライン(案)に示しているとおり、関係主体の取組に関する検証に当たり、ネットワーク・プラットフォーム・端末の各レイヤー間の関係についても着目しつつ検証を行うこととしているものであるが、本制度は電気通信市場における公正競争の確保等を通じてブロードバンドの普及を促進する観点から検証を行うものであり、あくまでも電気通信事業者の提供するサービスに係る料金について定点観測することが適当である。</p> <p>なお、利用者料金の定点観測においては、総務省が毎年度実施している競争評価において整理したものをを使用することを想定しているが、その結果として直近の動向が反映されないこととなる場合においては、その旨を明記する等により、的確な検証を行っていく予定である。</p>
<p>意見3-18 「利用者料金」については、市場環境に与える影響の大きいキャンペーンやモバイルと固定のセット販売等の割引施策を含めた多角的な検証が必要。</p>	<p>考え方3-18</p>
<p>■ 「利用者料金」については、約款料金に留まらず、NTT西日本殿「光ぐっと割引」のように、割引対象となる都道府県を限定しつつも市場環境に与える影響が大きいキャンペーンや、モバイル事業者が自社のモバイルサービスと自社グループに限定した固定系サービスをセットで提供することによる割引施策等を含めた多角的な検証が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ ブロードバンド利用環境に与える影響が大きい割引等についても検証の対象とすることが適当である。</p>

<p>意見3-19 利用者料金の低廉化の促進に向け、事業者間競争や料金水準も考慮に入れた定点観測をすることが必要。「利用者料金」の検証にあたっては、「接続料」のデータを補完的に活用するだけでなく、普及実態の検証も必要。</p>	<p>考え方3-19</p>
<p>■ FTTHの伸び悩みは、ADSLで起ったような事業者間の価格競争による「利用者料金」の低廉化が図られていないことが要因の一つであると考えられます。今後、PSTNからIPへのマイグレーションを勘案しても、利用者料金の低廉化の促進は必要不可欠と考えますので、事業者間競争や料金水準も考慮に入れた定点観測が行われることが必要と考えます。</p> <p>「利用者料金」の検証にあたっては、「接続料」のデータを補完的に活用するだけでなく、利用者の視点及びニーズの観点からも、普及実態を検証する必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>■ 事業者間競争や料金水準も考慮に入れた定点観測が行われることが必要との御意見については、本ガイドライン(案)に賛同の御意見として承る。</p> <p>■ 「接続料」のデータについては、ブロードバンド答申を踏まえ、あくまでも利用者料金との関係という観点から補完的に活用することとするものである。</p> <p>なお、平成23年度の競争評価においては、戦略的評価として、FTTH市場における事業者間取引の調査を行っているところであり、本制度に基づく検証においても、その結果を活用する予定である。</p>

(3)関係主体の取組に関する検証

意見	考え方
<p>意見3-20 関係主体の取組については、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかについて検証を行うことが必要。</p> <p>■ ・関係主体の取組に関する検証にあたっては、通信事業者だけや政府による取組のみを取り上げるのではなく、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかについて検証を行う必要があると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>考え方3-20</p> <p>■ 「関係主体の取組に関する検証」については、本ガイドライン(案)に示しているとおり、「未整備地域における基盤の整備」や「公正競争環境の整備」に加え、「ICT利活用の促進」の項目について検証を行うこととしているほか、ネットワーク・プラットフォーム・端末の各レイヤー間の関係についても着目することとしている。</p>
<p>意見3-21 公共分野をはじめとする全ての分野において、利便性の向上やICT利活用の進展について、定量的な目標を定め、その目標に対する達成率を測るとともに、それらがどのように進展したか包括的に分析・検証することが必要。</p> <p>■ ・ブロードバンドを普及促進していくためには、通信事業者だけでなく、政府、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP、端末メーカといったプレイヤーが各々の役割を果たし、ICT利活用促進に貢献していくことが重要であり、とりわけ諸外国と比べ遅れていると言われており、医療・教育・行政等の公共の分野での利活用促進が重要であると考えます。</p> <p>・なお、本暫定検証結果(案)において、公共分野における政府によるICT利活用促進についての取り組みが記載されておりますが、いずれも対象を限定した取組みであるなど、部分的な施策に過ぎません。</p>	<p>考え方3-21</p> <p>■ 利活用促進に関する検証については、考え方3-20のとおり。</p> <p>また、本制度は、2015年頃を目途に全世帯でのブロードバンドの利用という目標を踏まえ、ブロードバンド基盤の整備率及び利用率という指標を設定した上で検証を行うものである。</p> <p>ICT利活用の促進に関する取組を含む関係主体の取組に関する検証については、あくまでも上記指標への影響という観点を重視しつつ、本制度の趣旨に照らして重要と考えられるものについて整理</p>

<p>また、こうした政府の取り組みを列挙するような定性的な検証を行っても、これによってどれだけブロードバンドの普及促進が図れているのか否かの成果がわからないことから、公共分野をはじめとする全ての分野において、お客様の利便性の向上やICT利活用の進展について、定量的な目標を定め、その目標に対する達成率を測るとともに、それらがどのように進展したか包括的に分析・検証する必要があると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>を行うことが適当である。</p>
<p>意見3-22 ICT利活用の阻害要因の究明を行った上で、必要に応じて取り除くといった措置が求められる。また、ICT利活用を阻む制度・規制に対する見直し状況について検証・評価を行うべき。</p>	<p>考え方3-22</p>
<p>■ 現状、超高速ブロードバンドサービスにおける「基盤整備率」が9割を超える中で、同サービスの「基盤利用率」が4割程度に留まっていることから、「ICT利活用の促進」を実行する上で、何らかの阻害要因が生じているものと懸念いたします。ブロードバンド普及促進に向けては「ICT利活用の促進」が急務であることから、阻害要因の究明を行った上で、必要に応じて取り除くといった措置が求められます。</p> <p>今回の「公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果」にある、医療・教育・行政といった関係主体の取組状況についての評価は重要ではありますが、既に、「ICT利活用の促進」に向けては、「ICT利活用を阻む制度・規制の見直しが必要」とされていることから、まずは、ICT利活用を阻む制度・規制に対する見直し状況について検証・評価を行うべきと考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ ICT利活用を阻む規制・制度の見直しについては、平成23年8月、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において、計36項目について各府省の今後の取組を明確化した情報通信技術利活用のための規制・制度改革の対処方針を決定しており、今後、同本部においてフォローアップが行われる予定である。</p> <p>関係主体の取組に関する検証においては、このような取組についても把握・整理していくことを想定している。</p>
<p>意見3-23 接続料メニューの妥当性や効果についても検討を行うべき。また、分岐単位接続料は、普及状況の進展度合いに応じて再検討可能となるよう選択肢として残すべき。</p>	<p>考え方3-23</p>
<p>■ 光ファイバ接続料(分岐単位接続料)</p> <p>接続委員会の分岐単位接続料の検討では、結果として「配線区画の拡大」と競争事業者が参入していないGC局への「エントリーメニュー」の導入に留まる見込みです。ブロードバンド普及状況に関する検証等の結果において、接続料メニューの妥当性や効果についても検討を行うべきと考えます。</p> <p>なお、当社としては都市部も含めた複数事業者の参入を促進させるために有効性の高い分岐単位接続料は、普及状況の進展度合いに応じて再検討可能となるよう選択肢として残すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>■ 固定通信に関する一般的な接続料メニューの妥当性等については、「第一種指定電気通信設備制度に関する検証」の中で、第一種指定電気通信設備に係る指定要件、指定の対象及びアンバンドル機能の対象に関する検証を行うこととしている。</p> <p>加入光ファイバの分岐単位接続料設定の適否については、ブロードバンドの普及促進の観点から検討を行い、光配線区画の拡大とその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入が適当との本年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、同日の平成24年度一芯単位接続料に係る乖離額補正認可の際にこれらを条件として付したところである。</p> <p>なお、加入光ファイバについては、今後も「第一種指定電気通信設備に関する検証」の中で、指定要件等に関して検証を行うことが想定される。</p>
<p>意見3-24 NTT 東西におけるマイグレーションについて、その進捗を厳密に検証の上、公正</p>	<p>考え方3-24</p>

<p>な競争環境の維持を図りつつ、より一層推進していくことが必要。</p>	
<p>■ ブロードバンド普及促進のためには、政府、電気通信事業者、地方公共団体等それぞれにおいて担うべき役割が異なりますが、中でもボトルネック設備であるアクセス回線や PSTN を有する NTT 東西殿の取組、特に「光の道」構想にとって不可欠なコア網及びアクセス回線の円滑且つ早期の移行が重要です。</p> <p>一方、NTT 東西殿は、昨年末の「ブロードバンド答申」(案)に対する意見募集において、メタルアクセスについて「2020 年代初頭においては、未だ 1,000 万回線から 2,000 万回線程度残ることが現時点では見込まれます」等の見解を表明しており、NTT 東西殿自身が推し進めるべき円滑な移行に支障が生じる懸念が拭えない状況にあります。コア網及びアクセス回線における 2 重コストの問題が現に発生している点等も踏まえれば、今後 NTT 東西殿におけるマイグレーションについて、その進捗を厳密に検証の上、公正な競争環境の維持を図りつつ、より一層推進していくことが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ PSTNのマイグレーションの進捗状況については、必要に応じ、「関係主体の取組に関する検証」において取り上げることが考えられるが、電話網移行円滑化委員会において、必要なフォローアップが行われる予定である。</p>

(4)検証結果を踏まえた総務省の対応

意 見	考 え 方
<p>意見3-25 NTTグループに対して課せられている各種規制のうち、実態にそぐわない不要なものを見直したまたは撤廃するといった視点で検証するとともに、参入・普及の進展状況の分析に当たっては、各事業者の事業戦略・参入意欲等や利活用促進、通信事業者以外の貢献度等の多角的な視点で検証を行うことが必要。</p>	<p>考え方3-25</p>
<p>■ ・ブロードバンドの普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークのみならずICT利活用やコンテンツ・アプリケーションサービスまで含めて、情報通信市場全体を俯瞰した検討が必要であり、当社も含めた全てのプレイヤーが他のプレイヤーと自由にコラボレーション等を可能とする等により、新たなビジネスの創出を促し、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えます。こうした、原則自由なマーケットにおいてこそ、競争を通じてイノベーションが起こり、新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上すると考えます。</p> <p>・したがって、公正競争レビュー制度に基づく検証を行うにあたっては、市場環境や競争環境をしっかりと踏まえ、従来の競争セーフガードで行われていた当社等における規制の遵守状況等だけを検証するのではなく、当社をはじめとするNTTグループに対して課せられている指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直したまたは撤廃するといった視点で検証する必要があると考えます。</p> <p>また、参入・普及が進んでいる、或いは、進んでいないといった要因については、競争環境の整備という視点だけではなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的</p>	<p>■ 指定電気通信設備制度等の見直しについては、本ガイドライン(案)に示しているとおり、2014年度の本制度に基づく検証に併せて実施する包括的な検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められるような場合には、本制度により得られた知見等を活用しつつ、競争ルール全体の枠組みの見直し等について検討を行うこととしている。</p> <p>■ 各事業者の事業戦略や参入意欲については、公正な競争環境が確保されているか等の市場の状況にも影響を受け得るものであることから、本制度に基づく検証においては、まずは当該市場の状況を客観的に検証することが適当である。</p> <p>■ 利活用の取組の検証については、本ガイドライン(案)に示しているとおり、「未整備地域における基盤の整備」や「公正競争環境の整</p>

<p>に分析するとともに、他の先進諸国における利活用促進に向けた取組状況を参考に、医療・教育・行政等の分野での公的アプリケーションをはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプリケーションが開発・導入されたのか、また、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、検証を行う必要があると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>備」に加え、「ICT利活用の促進」の項目について、関係主体の取組について検証を行うこととしている。</p>
<p>意見3-26 サービス競争や IP 化・光化のためのマイグレーションの推進に関し、目標値に満たない場合の所要の措置をあらかじめ明示するとともに、情報通信審議会等の活用のみならず、公正取引委員会・接続事業者等が随時参画可能な検証体制とすることで、透明性・中立性を確保すべき。</p>	<p>考え方3-26</p>
<p>■ 前項「(1)検証の目的」にて述べたとおり、得られた内容が目標に比して不足とみなされる場合に必要な措置について可能な限り明確にしておくことが重要です。従って、サービス競争や IP 化・光化のためのマイグレーションの推進に関し、目標値に満たない場合においては、それぞれアンバンドル政策の追加やマイグレーション計画の見直し要請等の実施をあらかじめ明示しておくことが適当です。</p> <p>また、検証の経過並びに結果案の適否のチェックや検証結果を踏まえた具体的措置の検討の場を設けることを必須とすべきであり、その際、情報通信審議会等を活用することは勿論のこと、公正取引委員会・接続事業者等が随時参画可能な体制とすることで、透明性・中立性を確保すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 目標値に満たない場合の所要の措置をあらかじめ明示すべきとの御意見については、考え方3-3のとおり。</p> <p>■ 本制度の運用に当たっては、本ガイドライン(案)に示しているとおり、検証の対象となる各事項についての事前の意見公募及び再意見公募、検証結果の案についての意見公募、最終的な検証結果の公表及び情報通信審議会への報告等を行うこととしており、これらを通じて透明性・中立性を確保しつつ、的確な運用を行う予定である。</p>

4. 「3 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」に対する意見

(1) 指定電気通信設備制度に関する検証

意見	考え方
<p>意見4-1 公正競争確保のためには、禁止行為規制の担保及び NTT 東西が保有する設備の利用条件の同等性の確保が重要。禁止行為規制については、「共同ガイドライン」にグループ連携行為を禁止事例として列記・明記すべき。また接続事業者と NTT 東西の利用部門との同等性を確保するための具体的かつ詳細な項目・指標を同ガイドラインに示すべき。</p>	<p>考え方4-1</p>
<p>■ 公正競争確保のための措置が必要かつ十分でないと思われる場合に、速やかに所要の措置を講じることを目的として、指定電気通信設備制度に関する検証を行うことについて賛同します。</p> <p>検証にあたっては、ブロードバンドの普及促進を図る観点で、禁止行為に該当する行為が行われていないか、及び機能分離や子会社等との一体経営への対応として行われた措置が適切に運用され、NTT 東・西が保有する設備利用条件の同等性が確保されているかにチェックすることが特に重要であり、それぞれ以下の点に留意して検証を行うべきと考えます。</p> <p><禁止行為に関する検証について></p> <p>禁止行為規制の運用状況に関する検証については、従来の競争セーフガード制度においても、当社を含む競争事業者から、公正競争上問題がある事例として、禁止行為規制の対象である NTT 東・西又は NTT ドコモによるグループ内企業との連携や、非電気通信事業者である NTT ファイナンスを活用した NTT グループ連携等について重ねて指摘してきたところです。</p> <p>しかしながら、これまでは「十分な論拠が得られない」等の考え方が示されて「引き続き注視する」と結論付けられることが続き、また総務省が NTT 東・西に対する行政指導により要請して受領した報告の詳細な内容の開示、その報告内容に関する継続的なチェック、検証結果への反映等のPDCAサイクルの実施はなされませんでした。このような状況の中、一昨年に発生した NTT 西日本における接続情報の目的外利用の事案や、本年2月2日に報道発表された NTT ファイナンスを活用したグループ一括請求の施策に鑑みると、実態として、競争セーフガード制度においては公正競争要件の有効性・適正性を十分に確保できていなかったと言わざるを得ません。</p> <p>本来であれば直ちに上記の公正競争上の問題に対応する法改正を実施する必要があると考えますが、それまでの措置として、「共同ガイドライン」において、独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となるグループ連携行為について、明らかに競争を阻害する具体的な禁止事例として列挙・明記すべきです。その上で総務省は、競争事業者の意見も踏まえながら</p>	<p>■ NTTファイナンスによる請求・回収業務の一元化については、総務省として、本年3月23日に、禁止行為規制や料金規制等の適用を受ける各社に対して、当該規制等の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講ずることに加え、講じた措置の内容について毎年度の報告を求めたところ。今後は総務省における検証に加え、例えば、本制度に基づき、ブロードバンド競争政策委員会において、必要に応じ、検討を行うことも考えられる。</p> <p>NTTグループの連携については、自己の関係事業者と一体となった排他的な業務に該当するものであれば、既に共同ガイドラインⅡ第3 3(2)イ、同(4)イ(イ)①に例示されたものであることから、改めて共同ガイドラインに規定するまでの必要はないものと考えられる。</p> <p>■ 共同ガイドライン改定案でⅢ1に掲げた具体的な行為は、法改正及び省令改正を受け、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「一種指定事業者」という。)がこれらの規定に掲げられた要件を満たすために必要な具体的な措置として、省令に規定するまでの必要性はないものの、例えば当該事業者が策定することとなる規程において規定すべきと考えられる事項を列挙したものである。</p> <p>他方、接続事業者とNTT東西の利用部門の同等性については、省令改正により、電気通信事業法第33条第2項に規定する接続約款で定める事項について、NTT東西の設備部門とその他の部門との間における手続等についてもそれに準ずることを求めており、この範囲でNTT東西が講じるべき具体的な項目は明らかである。よって、共同ガイドラインにおいて、接続事業者とNTT東西の利用部門</p>

<p>厳格に調査・検証を行うべきです。</p> <p><機能分離や業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証について></p> <p>昨年11月に施行された電気通信事業法において、機能分離の実施や子会社等との一体経営への対応が措置され、これまで以上に接続情報等が厳格に管理され取扱われることにより、配線区域内情報やコロケーション手続き、申込から開通までのリードタイム等について、競争事業者と NTT 東・西の利用部門との間の同等性の確保等が徹底されたところです。</p> <p>これを受け、「共同ガイドライン」改定案において、機能分離に関して事業者が採ることが望ましい行為として設備部門の物理的な隔絶等が追記されましたが、接続事業者と NTT 東・西の利用部門との同等性を確保するための具体的かつ詳細な項目・指標が列挙されていないことから、機能分離等の実効性が十分には担保されないと考えます。省令での規定項目を具体化した詳細な行為についても「共同ガイドライン」に明記し、NTT 東・西に実績データを提出させた上で、客観的に運用状況の適正性を検証すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>の同等性を確保するための措置について、省令での規定項目を具体化した詳細な項目・指標について改めて明記する必要はない。</p>
---	---

(1)指定電気通信設備制度に関する検証 イ 第一種指定電気通信設備に関する検証

意見	考え方
<p>意見4-2 指定要件の検証にあたっては、光ファイバ回線とメタル回線を明確に区分して検証しつつ、指定電気通信設備の指定の対象範囲や方式の在り方について見直しを行うべき。個々のアンバンドルの要否についても、必要性や市場環境等を総合的に勘案して個別に検討・判断し、利用実績や実需要がない機能については対象から除外していただきたい。</p>	<p>考え方4-2</p>
<p>■ ・冒頭で申し上げたとおり、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、WiMAXやLTEが商用化されるとともに、スマートフォンの爆発的な普及拡大に伴い、モバイルにおいても超高速ブロードバンド化が急速に進展してきており、もはや、固定市場とモバイル市場の垣根はなくなってきている中、他の通信事業者の事業展開にあたっては、端末系伝送路設備だけでなくモバイルアクセスの利用も必要不可欠となっています。</p> <p>また、端末系伝送路設備に関しても、光ファイバ回線の場合、線路敷設基盤のオープン化により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、現に健全な設備競争が進展している点でメタル回線とは大きく状況が異なっています。現に、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果」にて超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率が示されていますが、NTT東西のFTTHサービスシェアが低いエリアほど基盤利用率が高い(例 東京都:基盤利用率1位 NTTシェア:35位、滋賀県:基盤利用率2位 NTTシェア:47位)、</p>	<p>■ 本制度は、「基本方針」及びブロードバンド答申を踏まえ、制度整備の実施後3年を目途に行う包括的な検証に資するため、毎年度の継続的なチェックを行う仕組みとして創設するものである。</p> <p>本ガイドライン(案)に示しているとおり、2014年度の本制度に基づく検証に併せて実施する包括的な検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められるような場合には、本制度により得られた知見等を活用しつつ、競争ルール全体の枠組みの見直し等について検討を行うこととしている。</p> <p>■ 第一種指定電気通信設備の指定方法に関し、新たに導入する設備はアクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いと考えられるこ</p>

すなわち他事業者が積極的に事業展開し、競争が促されている傾向にあります。このように、光ファイバ回線に係る設備競争の活用促進に対する寄与度が大きく、メタル回線のシェアとブロードバンドサービス市場の競争状況には直接的な関連がないことを踏まえれば、光ファイバ回線のボトルネック性は当該回線個別の状況をもって判断すべきと考えます。

以上を踏まえ、今後の指定要件に関する検証においては、光ファイバ回線とメタル回線を明確に区分し、モバイルアクセスも含め、個々にボトルネック性の有無等の検証を行い、諸外国での規制の状況なども踏まえながら、規制の要否を判断する必要があると考えます。

・また、従来から申し上げているとおり、現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定して、具体的に列挙する方式（ポジティブリスト方式）を採用すべきと考えます。

・当社のNGN等のコアネットワークに関しては、

① IP・ブロードバンド時代においては、各事業者がそれぞれネットワークを構築した結果、お互いのお客様同士が相互に通信を可能とする、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心であった電話時代の接続とは大きく異なっていること、

② 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、国際的に見ても最もオープン化が進展しており、アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、当該のオープン化により遮断されていること、

また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせることで当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっており、現に他事業者はネットワークを自ら構築してサービスを提供していること、

を踏まえ、そのボトルネック性の有無についてあらためて検証する必要があると考えます。

・また、中継光ファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置等、その利用要望が一定の条件下に限定されている設備については、仮にボトルネック性を有しており、指定の対象とする場合であっても、当該設備全体を指定の対象とするのではなく、省令・告示においても、その一定の条件においてのみボトルネック性を有するものとして指定範囲・アンバンドル範囲を限定すべきと考えます。

(例：DSLサービスに利用されるDSLAMがコロケーションのできないビルに設置されている場合に限り指定の対象となっていること、等)

・「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」答申(平成23年12月)では、アンバンドルについて、①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」とい

とを踏まえると、指定方法をネガティブリスト方式からポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない状況が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある。また、競争セーフガード制度において毎年度指定対象設備を検証しているところ、ネガティブリスト方式の採用によりNTT東西が競争上不利な立場に置かれるといった状況は今回の同制度に基づく検証においても特段見受けられない。

したがって、NTT東西の今回の意見を考慮してもなおこれまでの考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、2011年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果に示したとおり、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用を引き続き維持することが適当である。

■ 端末系伝送路設備に関し、メタル・光の種別を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することについては、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において示した考え方のおりであり、共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること等に鑑みれば合理性があると考えられる。

このため、NTT東西の今回の意見を考慮してもなおこれまでの考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、競争セーフガード制度に基づく検証結果に示したとおり、端末系伝送路設備に関し、メタル・光の種別を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定する方法を引き続き維持することが適当である。

■ NGNについては、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日)等に基づき第一種指定電気通信設備に指定されたものであり、当該指定の妥当性については、競争セーフガード制度に基づく検証結果において示したとおり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者(FVNO)や固定電話網・IP網などネットワークを自ら構築し保有している事業者(FNO)にとって、利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ、利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること等から、引き続き第

<p>う考え方に基づき、③「過度な経済的負担がないことに留意」の三つの要件の考え方を整理されたところですが、それぞれについて、以下の観点を踏まえた上で、アンバンドル要否の判断をする必要があると考えます。</p> <p>①「具体的な要望があること」については、まずは、ご要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化していただくことが必要と考えます。</p> <p>②「技術的に可能であること」については、理論的には開発等を行うことによって機能提供そのものは技術的に可能である場合でも、その機能・装置自体が国際標準化されていない技術によるものであれば、当社のNGNの「ガラパゴス化」を招くこととなるため、少なくともそのような開発を伴うアンバンドルは実施すべきでないと考えます。</p> <p>「過度に経済的な負担がないことに留意」については、アンバンドルの実現に必要な開発コスト等についても、実際にかかったコストに基づき、原則として要望事業者から速やかに回収すべきものであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれにしても、アンバンドルの要否については、個々の機能について、その必要性や市場環境等を総合的に勘案した上で、個別に検討・判断すべきものと考えます。 ・また、現行のアンバンドル機能の対象については、仮に引き続き指定設備の対象とする場合であっても、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。 <p style="text-align: right;">(NTT西日本)</p>	<p>一種指定電気通信設備に指定することが必要と考えられる。</p> <p>なお、ブロードバンド答申において、PSTNからの移行も念頭におき、「今後我が国の基幹的なコア網としての役割が想定されるNGNにおいて、多様な事業者が、競争的なサービスや多様なコンテンツ・アプリケーションサービスを柔軟に提供できる環境を整備することがこれまで以上に重要となっている」と位置付けられており、実質的な公正競争環境を確保する必要がある。</p>
<p>意見4-3 加入光ファイバや NGN 等、指定電気通信設備の指定の対象範囲や方式の在り方について見直しを行うべき。個々のアンバンドルの要否についても、必要性や市場環境等を総合的に勘案して個別に検討・判断し、利用実績や実需要がない機能については対象から除外していただきたい。</p>	<p>考え方4-3</p>
<p>■ ・当社は、これまで、競争セーフガードにおいて指定電気通信設備制度に関する意見を申し上げてきましたが、これについて十分な検証が行われぬまま、変更すべき特段の事情は認められないとの理由により、引き続き、現行制度の枠組み・運用を維持することが適当とされ、見直しが行われることはありませんでした。</p> <p>・当社としてはこれまで再三申し上げてきたとおり、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線との規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p>	<p>■ 考え方4-2のとおり。</p>

- 線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が光ファイバ回線等を自前敷設できる環境は十分整備されていること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバ回線を自前設置できる環境は更に整備されてきていること
- 現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ回線等を自前で敷設しサービスを提供しており、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること
- 「光の道」構想に関する意見募集(平成22年8月17日)において、ジュピターテレコム殿から「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率、88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考え」といった意見が提出されているように、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することが十分可能であること
- KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバ回線を敷設しサービスを提供することは十分可能であること
- 加入者光ファイバについて、諸外国で日本のように厳格なアンバンドル規制を課している例はないこと
- これまでの競争セーフガードの検証において、メタルと光を区別せずに指定電気通信設備とする理由には、再三申し上げてきたとおり、合理性がないこと
- ・加えて、ブロードバンド市場におけるアクセス手段としては、メタル回線だけでなく、CA TV回線や3G、WiMAX及びLTE等のモバイル回線等、多様化しており、現にお客様はアクセス回線を自由に選択して、ブロードバンドサービスを利用しており、さらに、モバイル回線の高速化に伴い、モバイル回線だけでブロードバンドサービスを利用するお客様も増加してきていることから、光ファイバ回線だけを指定電気通信設備とする理由はないと考えます。
- ・また、現行制度の下においては、当社のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定して、具体的に列挙する方式(ポジティブリスト方式)を採用していただきたいと考えます。
- ・当社のNGN等のコアネットワークに関しては、
 - ①IP・ブロードバンド時代においては、各事業者がそれぞれネットワークを構築した結果、お互いのお客様同士が相互に通信を可能とする、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心であった

電話時代の接続とは大きく異なっていること

②他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、国際的に見ても最もオープン化が進展しており、アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、当該のオープン化により遮断されていること

また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせると当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっており、現に他事業者はネットワークを自ら構築してサービスを提供していること

を踏まえ、そのボトルネック性の有無について改めて検証する必要があると考えます。

・また、中継光ファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置等、その利用要望が一定の条件下に限定されている設備については、仮にボトルネック性を有しており、指定の対象とする場合であっても、当該設備全体を指定の対象とするのではなく、省令・告示においても、その一定の条件においてのみボトルネック性を有するものとして指定範囲・アンバンドル範囲を限定するべきと考えます。

(例：DSLサービスに利用されるDSLAMがコロケーションのできないビルに設置されている場合に限り指定の対象となっていること、等)

・「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」答申(平成23年12月)では、アンバンドルについて、①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」という考え方に基づき、③「過度な経済的負担がないことに留意」の三つの要件の考え方を整理されたところですが、それぞれについて、以下の観点を踏まえた上で、アンバンドル要否の判断をする必要があると考えます。

①「具体的な要望があること」については、まずは、ご要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化していただくことが必要と考えます。②「技術的に可能であること」については、理論的には開発等を行うことによって機能提供そのものは技術的に可能である場合でも、その機能・装置自体が国際標準化されていない技術によるものであれば、当社のNGNの「ガラパゴス化」を招くこととなるため、少なくともそのような開発を伴うアンバンドルは実施すべきでないと考えます。③「過度に経済的な負担がないことに留意」については、アンバンドルの実現に必要な開発コスト等についても、実際にかかったコストに基づき、原則として要望事業者から速やかに回収すべきものであると考えます。

・いずれにしても、アンバンドルの要否については、個々の機能について、その必要性や市場環境等を総合的に勘案した上で、個別に検討・判断すべきものと考えます。

・また、現行のアンバンドル機能の対象については、仮に引き続き指定設備の対象とする場合であっても、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと思います。

(NTT東日本)	
<p>意見4-4 ブロードバンド普及促進の観点からもNGNのオープン化は必要不可欠であり、検証に当たっては、情報開示告示の改正等の見直しなどにより、「情報の非対称性」が解消される仕組みになっているかどうかについても検証することが必要。</p>	<p>考え方4-4</p>
<p>■ (ウ)アンバンドル機能の対象に関する検証</p> <p>先般のNGNアンバンドルにおけるファイバシェアリングやOSU共用の検討については、NTT東西殿の設備仕様が明確ではないことに加えて、他事業者との接続を全く想定していないネットワーク構築であったことが最も大きな課題と認識しています。</p> <p>ブロードバンド普及促進の観点からも、第一種指定電気通信設備であるNGNのオープン化は引き続き必要不可欠であり、今後も複数事業者から多数の接続要望及び提案が出される可能性もあることから、建設的な議論によって課題解決が図られるように、NTT東西殿と接続事業者間における「情報の非対称性」を解消する必要があると考えます。</p> <p>したがって、検証に当たっては、情報開示告示の改正等の見直しなどにより、「情報の非対称性」が解消される仕組みになっているかどうかについても検証する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>	<p>■ 事業者間接続における情報の開示に関しては、ブロードバンド答申において、「今後のIP網同士の直接接続の進展を踏まえ、ブロードバンドの普及を促進する観点から、網機能提供計画の対象となる設備において届出が義務付けられている事項を参考とし、NTT東西の一種指定設備に係る網機能の追加・変更に当たり、①「機能の内容」に関する情報を事前に提供することや②現在の情報開示告示に明記されていないSNIの条件を開示することなど、事業者の具体的な意見を踏まえつつ、情報開示告示を改正することを含め、情報開示の在り方の見直しを検討することが適当」とされている。</p> <p>また、事業者間協議における透明性の向上については、ブロードバンド答申において、「ネットワーク事業者間の接続を円滑化し、ブロードバンド普及促進を図る観点から、とりわけ接続料算定に係る事業者間協議の透明性を向上させることが必要」とされている。</p> <p>本制度においては、ブロードバンド答申において示された上記の考え方も踏まえた検証を行う予定である。</p>
<p>意見4-5 既存の指定電気通信設備やアンバンドル機能について、追加すべき対象がないかという視点を常に堅持して検証を行うべき。また、NTT-NGNが現状のPSTNの主要な移行先であるとの認識のもと、NTT-NGNを中心としたブロードバンド市場におけるアンバンドルの実態について、本検証における重点項目とすべき。</p>	<p>考え方4-5</p>
<p>■ 指定電気通信設備制度が公正競争確保のための措置を予め講じる事前規制的性格を有すること、特に第一種指定電気通信設備が電気通信事業法において「利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備」とされていることに鑑み、既存の指定電気通信設備やアンバンドル機能の対象について、追加すべき対象がないかという視点を常に堅持して検証を行うべきと考えます。</p> <p>また、「ブロードバンド答申」において、NTT-NGNが現状のPSTNの主要な移行先であるとの認識のもと、NTT-NGNのオープン化によるサービス競争の必要性が示唆される等にも見られるように、当該ネットワークの社会的重要性が高まっている状況にあります。現状、NTT-NGNにおけるアンバンドルについては、PSTNと同等レベルでの確保が全くなされていないこと等も踏まえ、NTT-NGNを中心としたブロードバンド市場におけるアンバンドルの実態について、本検証における重点項目とすべきと考えます。特に、NTT-NGNが第一種指定電気通信設備であることを踏まえれば、他事業者との接続を前提として、その設計・構築が</p>	<p>■ NGNについては、ブロードバンド答申において、PSTNからの移行も念頭におき、「今後我が国の基幹的なコア網としての役割が想定されるNGNにおいて、多様な事業者が、競争的なサービスや多様なコンテンツ・アプリケーションサービスを柔軟に提供できる環境を整備することがこれまで以上に重要となっている」と位置付けられている。</p> <p>本制度においては、ブロードバンド答申において示された上記の考え方を踏まえた検証を行う予定である。</p>

<p>なされているべきものであるところ、現状、存在しない機能は提供できない、若しくは追加コストの発生が不可避である等の議論の前提は問題があるものと考えます。なお、本件に関連して、本ガイドライン(案)の別紙に示されている「ブロードバンド答申」におけるアンバンドルの考え方に関して、弊社が考慮すべきと考えるポイントについては、当該答申(案)に対する弊社共意見書を参照下さい。</p> <p>ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方答申(案)に対する弊社意見(2011年11月30日)http://www.soumu.go.jp/main_content/000137551.pdf (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
--	--

(1)指定電気通信設備制度に関する検証 ウ 第二種指定電気通信設備に関する検証

意見	考え方
<p>意見4-6 一種指定設備制度並の接続制度の導入に向けた二種指定設備制度自体の考え方の早期の見直しや、禁止行為規制の適用対象の拡大等の観点を踏まえ、第二種指定電気通信設備に関する検証を評価していただきたい。</p>	<p>考え方4-6</p>
<p>■ モバイル市場においては、国の有限希少な電波を利用するという点において、設備のボトルネック性が存在し、また顧客規模が固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長している等、大手モバイル事業者は既に大きな市場支配力を保持しております。</p> <p>また、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあります。</p> <p>そのため、モバイル市場においても、設備のボトルネック性やそれに基づく市場支配力を認定する等、二種指定設備制度自体の考え方を早期に見直すことが必要と考えます。</p> <p>具体的には、MVNOによる競争のベースとなる接続制度に関して、一種指定設備制度並の接続制度を導入することが必要です。</p> <p>また、禁止行為規制の適用基準を見直し、少なくとも上位3社のモバイル事業者に対して禁止行為規制を課すべきであります。特に、情報通信市場全体での公正競争環境確保のため、当該モバイル事業者に対し、自社グループ内(もしくは自社内)の固定通信事業者(もしくは固定通信事業部門)と、他の固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等の措置を講じることが急務であります。</p> <p>第二種指定電気通信設備に関する検証にあたっては、上記の観点を踏まえた上で評価いただくことを要望いたします。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ 有限希少な周波数を利用するモバイル市場において、市場の活性化のためには、周波数の割当てを受けないMVNOの参入を促進し、公正競争を確保することは重要と考えられる。しかしながら、情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日)(以下「接続ルール答申」という。)で示されているとおり、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業者」という。)には、一種指定事業者のような設備のボトルネック性が存在しない中で、二種指定事業者以外の事業者との間で設備競争・サービス競争を行っている状況にあり、二種指定事業者による迅速・機動的な事業展開や柔軟なネットワーク構築への影響に鑑みれば、接続約款の認可制等の第一種指定電気通信設備制度並の規制を採用することは、現時点では必ずしも適当ではない。</p> <p>■ 上位3社のモバイル事業者に対して禁止行為規制を課すことについては、第二種指定電気通信設備に第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないなかで、モバイル市場において営業収益で相対的に大きな占有率を占めている等の事業者が市場支配力を濫用した場合、電気通信事業者間の公正競争及び利用者の利益を含めた電気通信の健全な発展に及ぼす弊害が著しく大き</p>

	<p>く、看過し得ないことに鑑み、このような者を禁止行為規制に従うべき市場支配力を有する電気通信事業者として指定できることとしたものである。このような規制の趣旨に照らし、その適用の対象は市場支配力を有する電気通信事業者に限定すべきであることから、上位3社のモバイル事業者に対して適用することは適当ではない。</p> <p>■ なお、第二種指定電気通信設備制度の見直しについては、ブロードバンド答申において、「二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することにより、モバイル市場における電気通信事業者間の交渉力の不均衡の問題に対応し、公正競争環境を確保することが適当」との結論が示されたことを踏まえ、二種指定設備制度の対象の拡大に向けて、平成24年2月に、情報通信行政・郵政行政審議会に電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第46号。以下「事業法施行規則」という。)の一部改正を諮問したところであり、同審議会における検討を注視することが適当である。</p>
<p>意見4-7 接続料算定の適正性・透明性の向上に向け、他の事業者に比べて接続料水準が高止まりし続けている場合等には、接続事業者から要望があれば二種ガイドラインに定める接続料の算定根拠の開示をすることを義務化する等の制度改正を行うことが必要。</p>	<p>考え方4-7</p>
<p>■ 一種指定設備規制の対象とされているNTT東西のひかり電話サービスの契約者数が約1,400万であるのに対し、携帯電話市場の中で見れば端末シェア25%に満たないとして二種指定設備規制の対象外とされてきたソフトバンクモバイルの契約者数は既に2,800万を超えている等、その影響力が非常に大きくなっていることから、ブロードバンド答申及び現在意見募集されている電気通信事業法施行規則改正案において、二種指定設備規制の対象となる端末シェアの基準を25%から10%に下げ、同社を新たに二種指定設備規制の対象とすることは、当然の措置であると考えます。</p> <p>・しかしながら、既に同社は「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、二種ガイドライン)に従い、接続料の算定等の対応を実施していると表明しながら、接続料が高止まりし他社との接続料格差が依然としてあること、また、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたって求めるものの、全く応じていただけない状況が続いてきたことを踏まえれば、接続料算定の適正性・透明性の向上に向け、他の携帯電話事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けている場合等には、接続事業者から要望があれば二種ガイドラインに定める接続料の算定根拠の開示をすることを義務化する等の改正もあわせて行うことが必要と考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>■ 二種指定設備制度の対象については、考え方4-6に同じ。</p> <p>■ 御意見については、今後の参考とさせていただきたい。</p> <p>なお、接続料の算定根拠の開示については、事業法施行規則の一部改正に係る審議を踏まえる必要があるが、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において、「事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については、(同ガイドライン)第3に示す考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案を提示し、その合理性を検証し、後者については、可能な限り情報開示することが適当である」とされている。</p>
<p>意見4-8 二種指定設備制度に係る規制の適用対象を拡大し、指定基準値を10%する電</p>	<p>考え方4-8</p>

<p>気通信事業法施行規則の一部改正は適切。</p>	
<p>■ (ア) 指定要件に関する検証</p> <p>現在、二種指定設備制度に係る規制の適用対象を拡大し、指定基準値を10%とする電気通信事業法施行規則の一部改正のプロセスが進んでおりますが、市場環境に応じて、適時適用対象の見直しをすることは公正競争を促進する上で不可欠なものであり、改正内容についても適切と考えます。省令改正後は、速やかに実施していただきたいと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>■ 考え方4-6に同じ。</p>

(1)指定電気通信設備制度に関する検証 エ 禁止行為に関する検証

意見	考え方
<p>意見4-9 一種指定設備制度並の接続制度の導入に向けた二種指定設備制度自体の考え方の早期の見直しや、禁止行為規制の適用対象の拡大等の観点等を踏まえ、禁止行為に関する検証を評価していただきたい。</p>	<p>考え方4-9</p>
<p>■ モバイル市場においては、国の有限希少な電波を利用するという点において、設備のボトルネック性が存在し、また顧客規模が固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長している等、大手モバイル事業者は既に大きな市場支配力を保持しております。</p> <p>また、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあります。</p> <p>そのため、モバイル市場においても、設備のボトルネック性やそれに基づく市場支配力を認定する等、二種指定設備制度自体の考え方を早期に見直すことが必要と考えます。</p> <p>具体的には、MVNOによる競争のベースとなる接続制度に関して、一種指定設備制度並の接続制度を導入することが必要です。</p> <p>また、禁止行為規制の適用基準を見直し、少なくとも上位3社のモバイル事業者に対して禁止行為規制を課すべきであります。特に、情報通信市場全体での公正競争環境確保のため、当該モバイル事業者に対し、自社グループ内(もしくは自社内)の固定通信事業者(もしくは固定通信事業部門)と、他の固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等の措置を講じることが急務であります。</p> <p>禁止行為に関する検証にあたっては、上記の観点を踏まえた上で評価いただくことを要望いたします。</p> <p>既に情報通信市場全体において強い市場支配力を持つNTTグループにおいては、指定電気通信設備制度等の規制を形式的にはクリアしつつも、実質的には、持株体制の下、再編の意図に反したNTTグループの一体化が加速しています。</p> <p>また、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、国の有限希少な電波</p>	<p>■ 第一種指定電気通信設備制度並の接続制度を導入すべきとの御意見及び禁止行為規制の適用範囲を拡大すべきとの御意見については、考え方4-6のとおり。</p> <p>■ 移動体通信事業者を有する企業グループのグループドミナンスのもたらす影響を鑑み、総合的な市場支配力に着目した包括的な規制制度を早期に検討・導入すべきとする御意見については、考え方1-3のとおり。</p>

<p>を利用するという点において設備のボトルネック性が存在し、顧客規模が固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長しているモバイル事業の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあります。</p> <p>このように進展しつつあるグループドミナンスの問題は、情報通信市場の独占化や寡占化を招くものであり、競争政策において非常に重要かつ深刻な問題であります。</p> <p>そのため、NTTグループは当然のことながら、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」への適用も念頭に、総合的な市場支配力に着目した規制の導入等、より包括的な規制制度を早期に検討・導入すべきと考えます。</p> <p>禁止行為に関する検証にあたっては、上記の観点を踏まえた上で評価いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見4-10 実質的に業務委託である子会社への業務移行に関しても禁止行為規制と同等の規制を当てはめることを要望。</p>	<p>考え方4-10</p>
<p>■ 今般 NTT ファイナンスでの NTT グループ一括請求/回収業務について、実質上グループ内の子会社による業務受託であるにも係わらず、今回の共同ガイドライン案では不明確となっており、大きな懸念事項です。</p> <p>ついてはこのような実質的に業務委託である子会社への業務移行に関しても同等の規制を当てはめることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">(ジュピターテレコム)</p>	<p>■ NTTファイナンスによる請求・回収業務の一元化については、総務省として、本年3月23日に、禁止行為規制や料金規制等の適用を受ける各社に対して、当該規制等の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講ずることに加え、講じた措置の内容について毎年度の報告を求めたところ。今後は総務省における検証に加え、例えば、本制度に基づき、ブロードバンド競争政策委員会において、必要に応じ、検討を行うことも考えられる。</p>
<p>意見4-11 公正競争レビュー制度における検証については、根拠が明確である指摘に限定するなど本ガイドラインに沿った適切な制度運用が必要。NTT 東西に係る現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたい。さらに競争事業者の各種割引手法についても十分に検証すべき。</p>	<p>考え方4-11</p>
<p>■ ・従来の競争セーフガード制度に基づく禁止行為規制等に関する検証や日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証に関しては、他事業者から提出される根拠の不十分な意見を基にして、当社に対する措置要請が行われ、このような制度の運用は、当社としての本来正当な事業活動を萎縮させることにもつながりかねません。</p> <p>・したがって、公正競争レビュー制度における検証については、根拠が明確である指摘に限定した検証とするなど本ガイドラインに沿った適切な制度運用が必要であると考えます。</p> <p>・また、情報通信市場においては、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化が急速に進展する中で、お客様利便の高いサービスの提供に向け、各事業者が他の事業者との協業も活用し、活発な事業展開を行っているところです。現に、例えばKDD I殿は、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割引く</p>	<p>■ 競争セーフガード制度においてこれまでに注視事項として掲げた項目の中には、実際の運用次第では公正競争環境が確保されないおそれがあるため、引き続き注視することとしているものがあり、今後も、必要に応じ、注視の要否について判断していくことが適当である。</p> <p>■ 指定電気通信設備制度等の見直しについては、本ガイドライン(案)に示しているとおり、2014年度の本制度に基づく検証に併せて実施する包括的な検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められるよう</p>

<p>ど固定とモバイルを組み合わせた新たなサービスを開始したところでは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その一方で、NTT東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなります。 ・したがって、すべての事業者のお客様が多様なサービスの利便を制約無く享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。 ・また、NTT東西が規制により提供できないことを前提とした割引サービスの提供や、固定通信の顧客獲得にあたって移動通信の料金を割引くといった手法が、競争事業者の不当な排除や、不当な相互補助にあたらぬか、十分な検証が必要であると考えます。 <p style="text-align: right;">(NTT西日本)</p>	<p>な場合には、本制度により得られた知見等を活用しつつ、競争ルール全体の枠組みの見直し等について検討を行うこととしている。</p> <p>■ なお、NTT東西に係る非対称規制については、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者による市場支配力の濫用を防止することにより、電気通信事業者の間の公正な競争を確保し、電気通信市場の健全な発達を図る趣旨であり、それに基づく規制の非対称性には合理性が認められる。他方、仮に同規制の適用を受けない電気通信事業者による反競争的行為等により、公正競争環境の確保に支障を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、現行の競争ルールの中で適切な対応が図られることとなるものである。</p>
<p>意見4-12 禁止行為規制の対象については、大手3社のグループ企業としての側面もとらえて検証を行うことが必要。また、NTTグループに対する公正競争要件は、業務実態を鳥瞰的・網羅的に検証可能な制度設計が必要であるとともに、3年後の包括的検証を待たずに組織や業務実態を踏まえた見直しを行い、制度としての予見性を高めることが必要。</p>	<p>考え方4-12</p>
<p>■ (ア) 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証</p> <p>二種指定設備制度に係る規制の適用対象の改正により、NTTドコモ殿、KDDI殿、ソフトバンクモバイル殿の大手3社が二種指定対象となる見込みです。</p> <p>現在、禁止行為規制の適用は、NTTドコモ殿のみとなっていますが、以下の状況を踏まえ、大手3社のグループ企業としての側面もとらえて、制度に対する適切性の検証を行う必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上位3社は、2千万以上の契約者数を有し、通信市場全体においても事業規模が特に大きい事業者であること。 ・ それぞれが、固定電話事業、中継事業、固定データ通信事業、モバイルデータ通信事業、PHS事業等を行う事業者を有する巨大グループ企業であり、かつグループの中核であること。 ・ そのような環境のもと、新規・新興事業者に対する公正競争の阻害要因となりやすいこと。 <p>なお、当社としては、大手3社は禁止行為規制の対象とすることが公正競争環境の確保の観点からは適切と考えます。</p> <p>(イ) 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証 (ウ) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証</p>	<p>■ 移動通信事業者大手3社を禁止行為規制の対象とすべきとする御意見については、第二種指定電気通信設備に第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないなかで、モバイル市場において営業収益で相対的に大きな占有率を占めている等の事業者が市場支配力を濫用した場合、電気通信事業者間の公正競争等に及ぼす弊害が著しく大きく、看過し得ないことに鑑み、このような者を禁止行為規制に従うべき市場支配力を有する電気通信事業者として指定できることとしたものである。このような規制の趣旨に照らし、その適用対象は市場支配力を有する電気通信事業者に限定すべきであることから、上位3社のモバイル事業者に対して適用することは適当ではない。</p> <p>■ NTTグループに対する公正競争要件は、業務実態を鳥瞰的・網羅的に検証可能な制度設計が必要との御意見については、考え方1-3のとおり。</p> <p>■ NTTグループに係る公正競争要件を3年後の包括的検証を待たずに見直すべきとの御意見については、「基本方針」において、「包括的な検証の結果、「光の道」実現への進展が十分でない場合に</p>

2012年2月に報道発表されました「NTTファイナンス殿による料金一括請求・回収」等の事例は、実質的にNTTグループに閉じた連携であり、禁止行為規制及び移動体分離要件に潜脱した行為であると考えます。

この事例によって、事業領域を跨ぐ巨大な市場支配力の統合を招き公正競争の阻害に繋がることが危惧されることは言うまでもありませんが、加えて、従来の指定電気通信設備制度や特定関係事業者制度に係る禁止行為規制等の検証では抽出が困難であり、このようなケースへの対応が制度的課題であることが明確になったものと考えます。したがって、NTTグループに対する公正競争要件は、NTTグループの業務実態を鳥瞰的にとらえ、網羅的に検証可能とする制度設計が必要と考えます。

なお、NTTグループに係る公正競争要件については、3年後の包括的検証を待たずに、NTTのグループドミナンスに着目して、現行の組織や業務実態を踏まえた見直しを行うとともに制度としての予見性を高める必要があると考えます。

(イー・アクセス)

は、更なる措置について検討を行う必要がある。特に、公正競争環境が十分に確保されていない場合には、ボトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化など、公正競争環境を整備するための更なる措置について検討を行う。」としており、当該方針に即した対応を行うことが適当である。

意見4-13 禁止行為規制の運用状況に関する検証については、当該法令等の趣旨に立ち返った上で公正競争環境が確保されているか、当該法令等に対する潜脱行為がなされていないかについて重点的に検証すべき。

考え方4-13

■ 禁止行為規制の運用状況に関する検証については、関係法令・ガイドラインに定める要件に照らして検証するのは勿論のこと、当該法令等の趣旨に立ち返った上で公正競争環境が確保されているか、当該法令等に対する潜脱行為がなされていないかについて重点的に検証すべきと考えます。一例として、現行の電気通信事業法においては、第一種指定電気通信設備を設置する事業者に対し、持株比率 50%以上の子会社(県域子会社等)への監督義務が課されていますが、前述の NTT ファイナンス殿による NTT グループの料金請求・回収業務の統合の施策に見られるとおり、当該監督義務の対象外のグループ会社を活用し、禁止行為規制の脱法的行為が行われようとしている状況が存在します。こうした NTT グループにおける関連会社・代理店等を通じた潜脱行為やグループ一体による市場支配力行使が市場に散見される状況に対して、現状を正確に分析し、実質的抑制を可能とする措置を採らなければ実効的な競争セーフガード措置の検証としての意味をなしません。

また、電気通信事業法第30条第3項第2号及び第3号における禁止行為の検証にあたっては、個別の行為における「不当性」が恣意的に判断されることのないよう十分に配慮することも必要であり、特に禁止行為規制の適用対象事業者同士の連携サービス(関連会社や代理店等を介した形態を含む)がなし崩し的に認められることのないよう厳格な運用がなされるべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ NTTファイナンスによる請求・回収業務の一元化については、考え方4-10のとおり。

また、NTTグループにおける禁止行為規制の潜脱行為が存在するとの御意見については、これまでも必要に応じて注視してきたところであり、今後も本制度の検証等を通じて注視、検証していくこととする。また、グループ一体による支配力については考え方1-3のとおり。

■ 禁止行為の検証に当たって「不当性」の判断における恣意性を排除すべきとの御意見については、共同ガイドラインにおいて、電気通信事業法第30条第3項第2号及び第3号に該当する具体的行為の例示がなされ、今年度を含め累次の改定が行われてきており、一定程度の透明化が図られてきている。なお、電気通信事業法上問題となる行為を網羅的に予測するのは非常に困難であることから、実際の行為が当該規定に該当するかは個別の事業ごとに判断していくことが適当である。

(1)指定電気通信設備制度に関する検証 オ 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証

意見	考え方
<p>意見4-14 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証に当たっては、NTT東西、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズにおいて、全ての業務委託会社や販売代理店に対して管理監督義務がある旨を明確化し、かつ、各社が同一会社に業務を委託等することを禁止することも検討する観点での評価を行うべき。</p>	<p>考え方4-14</p>
<p>■ 業務委託会社や販売代理店を通じてであっても、NTT東西殿、NTTドコモ殿、NTTコミュニケーションズ殿が一体的に活動することは、公正競争を阻害するものであり、そもそもNTT再編や指定電気通信設備制度の趣旨に鑑みれば許されないものと考えます。</p> <p>また、「業務委託会社や販売代理店を介せば何でもできる」となると、これまでの県域等子会社を通じた活動と同様に、規制の抜け道になります。</p> <p>加えて、次の点を踏まえると、資本関係があるか否かや、電気通信事業者か否かに関わらず、NTT東西殿、NTTドコモ殿、NTTコミュニケーションズ殿に課せられている規制は、全ての業務委託会社や販売代理店においても遵守されるべきと考えます。</p> <p>◇行為規制は、事業者の業務を規制するものであるため、当該業務を事業者自らが実施しようと、委託された他の事業者が実施しようと、同じ規制が課せられるべき</p> <p>◇例えば、個人情報保護法において、事業者が個人情報を取扱う業務を委託等する場合には、当該業務委託会社に対する管理監督義務が課せられている</p> <p>そのため、NTT東西殿、NTTドコモ殿、NTTコミュニケーションズ殿において、全ての業務委託会社や販売代理店に対して自社に課せられている規制を遵守させるといった管理監督義務がある旨、明確化することが最低限必要と考えます。</p> <p>さらには、NTT東西殿、NTTドコモ殿、NTTコミュニケーションズ殿が同一会社に業務を委託等することを禁止することも検討すべきと考えます。</p> <p>業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証に当たっては、上記の観点を踏まえた上で評価いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">(ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ 電気通信事業法第30条の規定に基づく禁止行為等の規定は、市場支配力を有する電気通信事業者がその市場支配力を濫用した場合、電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が著しく大きいことからこれを未然に防止するために規定された厳格なものであることに鑑みれば、その対象を過度に拡大することは適切ではない。</p> <p>他方、NTT西日本の業務を受託する県域等子会社が接続の業務に関して知り得た他事業者等の情報を目的外に利用した事案が発生したことを踏まえ、改正法において、業務委託を通じた禁止行為規制の潜脱を厳重に抑止する観点から、NTT東西に対して、それと同一視し得るような密接な関係のある業務委託先子会社等に対する適切な監督が義務づけられたところである。</p> <p>よって、電気通信事業者でない者に対して禁止行為規制を課すことや一律に業務委託を禁止すること、または全ての業務委託先や販売代理店を監督対象とすることは、禁止行為等規制の趣旨に照らし、他の電気通信事業者に対する規制との関係でバランスを失するため適切ではない。</p>
<p>意見4-15 実質的に業務委託である子会社への業務移行に関しても業務委託先子会社等監督規制と同等の規制を当てはめることを要望。</p>	<p>考え方4-15</p>
<p>■ 今般 NTT ファイナンスでの NTT グループ一括請求/回収業務について、実質上グループ内の子会社による業務受託であるにも係わらず、今回の共同ガイドライン案では不明確となっており、大きな懸念事項です。</p> <p>ついてはこのような実質的に業務委託である子会社への業務移行に関しても同等の規制を当てはめることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">(ジュピターテレコム)</p>	<p>■ 考え方4-10のとおり。</p>

意見4-16 業務委託先子会社等監督規制の検証にあたっては、NTTグループの業務実態を鳥瞰的に捉え、反競争的な環境になっていないか等、網羅的に検証することが必要。	考え方4-16
<p>■ 法改正により、機能分離の措置として、NTT東西殿と同一視し得るような密接な関係を持つ業務委託先子会社が監督規制の対象になりましたが、NTT東西殿から業務委託を受けた県域等子会社が再委託、再々委託を行う事例やNTTファイナンス殿による料金請求・回収業務の統合を図るといった事例が存在するなど、規制の対象外となるところで、公正競争環境を阻害される懸念があります。</p> <p>検証にあたっては、NTTグループの業務実態を鳥瞰的に捉え、反競争的な環境になっていないか等、網羅的に検証する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>	<p>■ 監督規制の対象を拡大すべきとする御意見については、考え方4-14のとおり。</p> <p>■ NTTグループの業務実態を網羅的に検証すべきとする御意見については、考え方1-3のとおり。</p>
意見4-17 持株比率50%以上の子会社への監督義務の履行状況の検証のみならず、関連会社等を通じた潜脱行為等を抑制可能なよう、より精緻な検証を行うべき。	考え方4-17
<p>■ 前項「エ 禁止行為に関する検証」にて述べたとおり、持株比率50%以上の子会社(県域子会社等)への適切な監督義務の履行状況のみならず、その他関連会社等を通じた潜脱行為等を抑制可能なよう、より精緻な検証を行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	■ 考え方4-14のとおり。

(1)指定電気通信設備制度に関する検証 カ 機能分離の運用状況に関する検証

意見	考え方
意見4-18 機能分離の運用状況に関する検証にあたっては、NTTグループの請求・回収業務の統合の実施延期や見直しを含む指導、オープンな場での十分な調査審議の検討等の観点を踏まえた上で評価いただくことを要望。	考え方4-18
<p>■ 本年2月2日付けで、NTT持株殿及びNTTファイナンス株式会社殿が発表した、NTT東西殿、NTTドコモ殿、並びにNTTコミュニケーションズ殿の料金の請求・回収業務の統合については、同2月15日付け66事業者・団体にて提出した要望書、並びに同3月13日付け74事業者・団体にて提出した意見申出書のとおり、これまで積み重ねられてきた、移動体通信業務分離やNTT再編を始めとする競争政策の流れを無視して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図っているという点で、NTT法の趣旨に反する行為であると考えます。</p> <p>そのため、喫緊の対応として、早々の調査と本施策の実施延期や見直しを含む指導を検討頂くとともに、オープンな場において今後の公正競争確保の観点から十分な調査審議を行い、必要な措置を講じて頂くことを要望いたします。</p> <p>少なくとも、料金の請求・回収業務を梃子とした共同営業行為(NTTグループサービスのセット販売やポイント等の特典制度等)がなされないよう厳正に措置頂くことが必要であり、機</p>	■ 考え方4-10のとおり。

<p>能分離の運用状況に関する検証にあたっては、上記の観点を踏まえた上で評価いただくことを要望いたします。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見4-19 機能分離の運用について、NTTファイナンスのシステム・管理等運用にも当てはまる事項と考えるため、監督会社が責任をもって状況を報告、総務省にて検証するよう要望。</p>	<p>考え方4-19</p>
<p>■ 上記同様機能分離の運用について NTT ファイナンスのシステム・管理等運用にも当てはまる事項と考えるため、監督会社が責任をもって状況を報告、総務省にて検証するよう要望いたします。</p> <p>(ジュピターテレコム)</p>	<p>■ 考え方4-10のとおり。</p>
<p>意見4-20 機能分離の運用状況の検証にあたっては、ファイアーウォールの構築が不十分との判断が成された場合は、直ちに第三者による監視機関を設置することを検討すべき。</p>	<p>考え方4-20</p>
<p>■ NTT東西殿における機能分離措置により接続関連情報の適正な取扱いや手続きの同等性を担保することは一定程度の効果を期待することは出来ますが、実施状況の報告を行う主体がNTT東西殿の監視部門であることから客観的検証性の担保は必ずしも十分とは言えないと考えます。</p> <p>そのため、機能分離の運用状況の検証にあたっては、ファイアーウォールの構築が不十分との判断が成された場合は、直ちに第三者による監視機関を設置することを検討すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>■ NTT東西が総務大臣に対して行う報告については、結果に疑義があれば総務省が立入検査等により確認を行い得ること、また、当該虚偽の報告をした場合には罰則が科されることから機能分離に係る措置や監視の実効性及び適正性は確保されるものとする。</p> <p>また、上記に加え、本制度においても一種指定事業者による機能分離の運用状況に関する定期的な検証を行うこととしており、機能分離に係る検証の客観性は基本的には担保されており、第三者による監視機関等を設置するまでの必要はないと考えられる。</p>
<p>意見4-21 NTT東西殿の機能分離の実態については本制度の重点検証項目と位置付け、厳格な検証がなされるべき。</p>	<p>考え方4-21</p>
<p>■ 公正競争環境の実現のため、NTT東西殿の設備管理部門と設備利用部門間のファイアーウォールや設備利用部門と接続事業者間の同等性の確保は非常に重要な検証項目であることから、NTT東西殿の機能分離の実態については本制度の重点検証項目と位置付け、厳格な検証がなされるべきです。その際、「(i)機能分離の細目について期限付きの達成目標をNTT東西殿自らが策定する」、「(ii)接続事業者等利害関係者の意見も反映した評価指標を策定し、評価の結果を定期的に公表すること」等によって、より効果的な検証が可能となるものと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 本制度においては、電気通信事業法第31条第5項及び第6項並びに事業法施行規則第22条の7の規定に従い講じられた機能分離を実現するために必要な措置について、NTT東西が事業法施行規則第22条の8の規定に基づき行う報告等に基づき、機能分離の運用状況について検証することとする。なお、御提案いただいた検証指針については、今後そのような検証を行うに当たっての参考として承る。</p>

(1)指定電気通信設備制度に関する検証 キ 検証結果を踏まえた総務省の対応

意見	考え方
<p>意見4-22 検証の経過や結果案の適否のチェックや具体的対応の検討の場を必ず設けると</p>	<p>考え方4-22</p>

<p>ともに、公正取引委員会・接続事業者等が随時参画可能な検証体制とすることで、透明性・中立性を確保すべき。</p>	
<p>■ 項目「2 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証」同様、検証の経過並びに結果案の適否のチェックや検証結果を踏まえた具体的対応の検討の場を必ず設けるとともに、公正取引委員会・接続事業者等が随時参画可能な体制を構築することで、透明性・中立性を確保すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 考え方1-5のとおり。</p>

(2)日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

意見	考え方
<p>意見4-23 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証にあたっては、活用業務制度の情報通信市場への影響やその制度自体についての分析を早期実施するとともに、その手続きについて透明性・客観性の一層の向上等の観点を踏まえて評価いただきたい。</p>	<p>考え方4-23</p>
<p>■ これまでの活用業務によるNTT東西殿のなし崩し的な業務範囲の拡大が、公正競争環境を歪め、NTTグループの情報通信市場におけるシェアの高まりの原因となっております。</p> <p>また、事業者間競争が促進されることを前提に、利用者利便性の向上に配慮して、例外的に導入されたはずの活用業務が、当たり前のように利用されている状況にあります。</p> <p>NTT東西殿によるなし崩し的な業務範囲の拡大は、公正競争環境を確保するために行われたNTT再編の趣旨に反することが明らかであることから、何よりもまず、過去認められた活用業務による影響等を分析・評価したうえで、活用業務制度の廃止に向けて本質的な議論を行うことが不可欠と考えております。</p> <p>しかしながら、過去認められた活用業務による影響等を分析・評価することなく、新たな活用業務全てが認められ続け、また、活用業務制度自体についても、認可制から事前届出制へと見直す契機となった「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」を含め、公の場において一度も本質的な検証・検討が行われないうまま、現在に至っております。</p> <p>そのため、活用業務制度自体について、次の取組みの早期実施を強く求めます。</p> <p>◇活用業務による情報通信市場への影響等について精緻に分析・評価すること</p> <p>◇活用業務制度自体について本質的な検証・検討を行うこと</p> <p>また、上記取組みに並行して、事前届出制のもとでNTT東西殿の業務範囲拡大が更に進み、独占回帰に繋がることのないよう、本年1月24日付け23事業者にて提出した要望書のとおり、活用業務に係る手続きについて透明性・客観性を一層向上頂くとともに、NTT東西殿自身による上位レイヤー進出等に歯止めをかけることが必要と考えます。</p> <p>日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証にあたっては、上記の観点を踏まえ</p>	<p>■ 活用業務の届出があった際は、総務省において「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に沿って、公正競争環境に与える影響等について確認を行うとともに、既に認可及び届出された活用業務についても毎年度報告を受け公正競争環境に与える影響等を検証しているところであり、活用業務制度の運用にあたっては、公正競争環境を確保する上で必要な検証を行っている。</p> <p>■ 活用業務における透明性を確保すべきとの御意見については、総務省は、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則(昭和60年郵政省令第23号)第2条の3の規定等に基づき、NTT東西の活用業務の届出の内容及び届出のあった活用業務に対する総務省の考え方を公表しており、これらによりNTT東西が行おうとする活用業務が「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」であるか否かに対する総務省の判断が示されるとともに、競争事業者等は当該示された考え方について、必要に応じ、電気通信事業法第172条の規定に基づく意見申出等を行うこともできることから、手続の透明性は十分に確保されている。また、活用業務は公正競争の確保に支障を及ぼさない範囲で認められており、活用業務が公正競争環境に与える影響については本制度による検証等に基づき引き続き注視して</p>

<p>た上で評価いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">(ケイ・オプティコム)</p>	<p>いく。</p>
<p>意見4-24 公正競争要件の実効性が確実に担保された上で慎重に活用業務が運用されているかについて、競争事業者の意見も踏まえながら客観的に適正性を検証すべき。また、検証結果を踏まえた対応としては、公正競争要件を安易に見直すべきでない。</p>	<p>考え方4-24</p>
<p>■ 活用業務ガイドライン等に基づき、NTT 東・西が行う公正競争確保のための措置等について、公正競争確保の観点から十分な機能を果たしているか否か、市場実態等に則して必要十分な措置となっているか否か等について検証を行うことについて賛同します。</p> <p>検証にあたっては、活用業務制度が認可制から届出制へと緩和されたため、NTT 東・西がまず活用業務としてサービスを届け出て既成事実化し、なし崩し的に業務範囲を拡大することによって公正競争上の問題が生じやすくなっていることを踏まえ、公正競争要件の実効性が確実に担保された上で慎重に活用業務が運用されているかについて、総務省は、競争事業者の意見も踏まえながら客観的に適正性を検証すべきです。</p> <p>また、検証結果を踏まえた総務省の対応について、「累次の公正競争要件のうちその役割を終えた等と認められるものは、これを見直すものとする」とされていますが、NTT 東・西のボトルネック設備が存在する限りにおいては強大な市場支配力が存在し続けるため、公正競争要件を安易に見直すべきでないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(KDDI)</p>	<p>■ 本ガイドライン(案)に賛同の御意見として承る。</p> <p>■ 活用業務は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第5項に基づき、「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」に限り、地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又は職員を活用することにより営むことが認められており、活用業務の届出があった際は、総務省において「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に沿って、公正競争環境に与える影響等について確認を行っている。</p> <p>■ 活用業務における透明性を確保すべきとの御意見については、総務省は、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第2条の3の規定等に基づき、NTT東西の活用業務の届出の内容及び届出のあった活用業務に対する総務省の考え方を公表しており、これらによりNTT東西が行おうとする活用業務が「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」であるか否かに対する総務省の判断が示されるとともに、競争事業者等は当該示された考え方について、必要に応じ、電気通信事業法第172条の規定に基づく意見申出等を行うことからも、手続の透明性は十分に確保されている。また、活用業務は公正競争の確保に支障を及ぼさない範囲で認められており、活用業務が公正競争環境に与える影響については本制度による検証等に基づき引き続き注視していく。</p>

(2)日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 ア 検証の目的

意 見	考 え 方
<p>意見4-25 公正競争レビュー制度における検証については、根拠が明確である指摘に限定するなど本ガイドラインに沿った適切な制度運用が必要。NTT 東西に係る現在の規制のうち</p>	<p>考え方4-25</p>

<p>時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたい。さらに競争事業者の各種割引手法についても十分に検証すべき。</p>	
<p>■ 従来の競争セーフガード制度に基づく禁止行為規制等に関する検証や日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証に関しては、他事業者から提出される根拠の不十分な意見を基にして、当社に対する措置要請が行われ、このような制度の運用は、当社としての本来正当な事業活動を萎縮させることにもつながりかねません。</p> <p>・したがって、公正競争レビュー制度における検証については、根拠が明確である指摘に限定した検証とするなど本ガイドラインに沿った適切な制度運用が必要であると考えます。</p> <p>・また、情報通信市場においては、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化が急速に進展する中で、お客様利便の高いサービスの提供に向け、各事業者が他の事業者との協業も活用し、活発な事業展開を行っているところです。現に、例えばKDDI殿は、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割り引くなど固定とモバイルを組み合わせた新たなサービスを開始したところです。</p> <p>・その一方で、NTT東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなります。</p> <p>・したがって、すべての事業者のお客様が多様なサービスの利便を制約無く享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。</p> <p>・また、NTT東西が規制により提供できないことを前提とした割引サービスの提供や、固定通信の顧客獲得にあたって移動通信の料金を割り引くといった手法が、競争事業者の不当な排除や、不当な相互補助にあたらぬか、十分な検証が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTT西日本)</p>	<p>■ 考え方4-11のとおり。</p>

(2)日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 イ 検証の対象

意見	考え方
<p>意見4-26 NTTグループに対する公正競争要件は、業務実態を鳥瞰的・網羅的に検証可能な制度設計が必要であるとともに、3年後の包括的検証を待たずに組織や業務実態を踏まえた見直しを行い、制度としての予見性を高めることが必要。</p>	<p>考え方4-26</p>
<p>■ 指定電気通信制度の項目でも述べたとおり、NTTグループに対する公正競争要件は、全般としてNTTグループの業務実態を鳥瞰的にとらえ、網羅的に検証可能とする制度設計が必要と考えます。</p>	<p>■ NTTグループに対する公正競争要件は、業務実態を鳥瞰的・網羅的に検証可能な制度設計が必要との御意見については、考え方1-3のとおり。</p>

<p>なお、NTTグループに係る公正競争要件については、3年後の包括的検証を待たずに、NTTのグループドミナンスに着目して、現行の組織や業務実態を踏まえた見直しを行うとともに制度としての予見性を高める必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>	<p>■ NTTグループに係る公正競争要件を3年後の包括的検証を待たずに見直すべきとの御意見については、「基本方針」において、「包括的な検証の結果、「光の道」実現への進展が十分でない場合には、更なる措置について検討を行う必要がある。特に、公正競争環境が十分に確保されていない場合には、ボトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化など、公正競争環境を整備するための更なる措置について検討を行う。」としており、当該方針に即した対応を行うことが適当である。</p>
<p>意見4-27 移動体通信業務の分離、再編時の公正競争要件、NTT東西の活用業務に係る措置を重点検証項目と位置付け、厳格な検証を実施すべき。</p>	<p>考え方4-27</p>
<p>■ 移動体通信業務の分離、NTT再編成時における公正競争要件やNTT東西殿の活用業務に係る措置は、公正競争環境を確保することを目的とする電気通信事業に係る規制の中でも極めて重要な要件です。前述したように、NTTグループ再統合やNTT東西殿の業務範囲拡大化等、過去蓄積してきた競争政策の根幹を揺るがしかねない事案が発生している状況においては、上記3点を本制度の重点検証項目と位置付け、厳格な検証を実施すべきです。</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 本制度においては、NTT等に係る公正競争要件の検証において、御提案のあった3点を含めた検証を行う予定である。</p>

(2)日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 ウ 検証結果を踏まえた総務省の対応

意見	考え方
<p>意見4-28 既存の公正競争要件に係る措置の緩和や撤廃はせず、早急にあるべきルール構築を検討すべき。また、検証の経過や結果案の適否のチェックや具体的対応の検討の場を必ず設けるとともに、公正取引委員会・接続事業者等が随時参画可能な検証体制とすることで、透明性・中立性を確保すべき。</p>	<p>考え方4-28</p>
<p>■ 前項「イ 検証の対象」にも述べたとおり、これまでに整備された公正競争環境が根底から覆されかねない状況下にあることを踏まえれば、原則として既存の公正競争要件に係る措置の緩和や撤廃はすべきでないのは勿論のこと、既定の包括検証の時期を待たずとも、NTTの在り方の見直しを含む更なる措置を含め、早急にあるべきルール構築を検討すべきと考えます。</p> <p>なお、項目「2 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証」及び「3-1) 指定電気通信設備制度に関する検証」と同様、検証の経過並びに結果案の適否のチェックや検証結果を踏まえた具体的対応の検討の場を必ず設けるとともに、公正取引委員会殿・接続事業者等が随時参画可能な体制を構築することで、透明性・中立性を確保すべきと考えま</p>	<p>■ 早急にあるべきルールの構築を検討すべきとの御意見については、ブロードバンド普及促進の観点から包括的検証の結果を待つことなく速やかに対応すべき課題があると認められる場合には、ブロードバンド競争政策委員会等における審議も活用しつつ、更なるブロードバンド普及促進に向けた方策の在り方等について検討を行うことを想定している。</p> <p>■ 透明性・中立性を確保すべきとの御意見については、本ガイドライン(案)に示しているとおり、本制度に基づく検証においては、検証</p>

<p>す。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>の対象となる各項目について事前に意見公募及び再意見公募を行うとともに、必要に応じて関係事業者の説明等を求めることとしている。</p> <p>また、検証結果案の段階で意見公募を実施し、提出された意見等に対する考え方を付して最終的な検証結果を公表するとともに、透明性確保及び政策検討の観点から情報通信審議会へ報告することとしており、これらを通じた的確な運用を行う予定である。</p>
---	--

5. 「4 検証の具体的手順」に対する意見

意見	考え方
意見5-1 情報通信審議会への報告については賛同。検証の透明性及び公平性を担保のため、総務省、関係事業者の対話形式も含めたオープンな議論の場の設定も必要。	考え方5-1
<p>■ 検証の具体的な手順として、情報通信審議会への報告が含まれたことは適切であり、賛同します。なお、検証の透明性及び公平性を担保するためにも、競争政策委員会殿、総務省殿、関係事業者の対話形式も含めたオープンな議論の場の設定も必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>	<p>■ 基本的に本ガイドライン(案)に賛同の御意見として承る。</p> <p>なお、オープンな議論の場の設定が必要との御意見については、情報通信審議会への報告を行う際の参考とさせていただきます。</p>
意見5-2 本制度については、四半期ごとに精緻な調査・検証を行うとともに、検証結果案の段階で審議会において調査審議する仕組みに改め、問題が生じている場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、2014年の包括的な検証を待たずにNTTの在り方を含む抜本的な競争政策の見直しを行うことを検討すべき。	考え方5-2
<p>■ 本制度の検証の具体的な手順に関して、「上記2及び3の検証は毎年度実施すること」となっていますが、公正競争上の問題については、問題が起きてからでは市場に与える影響が大きいため、総務省は少なくとも四半期ごとに精緻な調査・検証を行うべきです。</p> <p>また、「総務省は、検証結果の案について改めて意見公募を実施し、提出された意見等に対する総務省の考え方を付して、最終的な検証結果を公表するとともに、透明性確保及び政策検討の観点から、情報通信審議会に報告するものとする。」とされていますが、これは従来の競争セーフガードの検証手順と何ら変わっておらず、総務省の考え方を付して公表や報告を行うのみでは、検証の透明性が確保されているとは言えません。</p> <p>透明性を確保する観点から、総務省が検証結果を情報通信審議会に報告する従来の仕組みではなく、検証結果案の段階で審議会において調査審議する仕組みに変更すべきです。その結果、問題が生じている場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、2014年の包括的な検証を待たずにNTTの在り方を含む抜本的な競争政策の見直しを行うことを検討すべきです。</p> <p style="text-align: right;">(KDDI)</p>	<p>■ 本ガイドライン(案)に示しているとおり、本制度に基づく検証は毎年度実施することとしているが、公正な競争を阻害するおそれのある事例が発生した場合等においては、その都度必要な対応を行っていく予定である。</p> <p>また、電気通信事業法第172条の規定に基づき、電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件又は電気通信事業者等の業務の方法に関し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることが可能であり、総務大臣は、当該申出を誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならないとされている。</p> <p>■ 情報通信審議会との関係については、本制度に基づく検証は、あくまでも総務省が行うものであるが、本ガイドライン(案)に示しているとおり、透明性確保及び政策検討の観点から情報通信審議会へ報告することとしており、当該報告に加え、検証の対象となる各事項についての事前の意見公募及び再意見公募、検証結果の案についての意見公募と提出された意見等に対する総務省の考え方を付した検証結果の公表を行うことにより、透明性・客観性が確保されるものと考えます。</p> <p>■ 本ガイドライン(案)に示しているとおり、ブロードバンド普及促進の</p>

	<p>観点から包括的検証の結果を待つことなく速やかに対応すべき課題があると認められる場合、総務省は、必要に応じて情報通信審議会における審議も活用しつつ、所要の検討を行うものである。</p> <p>なお、包括的な検証を待たずにNTTの在り方を含む抜本的な競争政策の見直しを検討すべきとの御意見については、「基本方針」において、「包括的な検証の結果、「光の道」実現への進展が十分でない場合には、更なる措置について検討を行う必要がある。特に、公正競争環境が十分に確保されていない場合には、ボトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化など、公正競争環境を整備するための更なる措置について検討を行う。」としており、当該方針に即した対応を行うことが適当である。</p>
<p>意見5-3 「ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証」に際しては、目標や期待する効果、事後的に必要な措置等について可能な限り事前に明確化することが重要。NTT東西等における規制遵守状況等の検証については、その検証の中立性・透明性や措置の実効性確保のため、各レビュープロセスを改善すべき。</p>	<p>考え方5-3</p>
<p>■ 「2-(1)検証の目的」で述べたとおり、「ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証」に際しては、各検証項目に対する年次毎の実施目標や期待する効果、また分析の結果として得られた内容が目標に比して不足とみなされる場合に必要な措置等について、関係者による十分な検討・議論を行うことで、可能な限り事前に明確にしておくことが重要です。</p> <p>さらに、NTT東西等における規制遵守状況等の検証については、その検証の中立性・透明性や措置の実効性確保のため、過去の競争セーフガード制度等の経験も踏まえ、各レビュープロセスでの改善項目を下記のとおり提案します。</p> <p>＜事案及びデータの収集＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争事業者のみに事案の収集を任せず、総務省殿による能動的な市場環境の実態調査等を実施すること(立ち入り検査や調査プロセスにおける報告要請の発動等) <p>＜調査及び検証＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争事業者のみに事案の挙証責任を負わせることなく、調査権限を有する総務省殿による能動的な検査を行うこと(報告要請等は調査及び検証のプロセスで行うこと) ・ 検証結果案に至る調査プロセス等経緯の透明性を向上させること ・ 各検証結果において、事象の確認のみにとどまらず、それぞれの公正競争要件が公共政策の一環として十分に効果を発揮しているか明確に示すこと ・ 総務省殿のみが検証を行うのではなく、有識者、公正取引委員会殿、接続事業者等が随時参画可能な体制を構築し、第三者のチェック機能を働かせること 	<p>■ 考え方3-26のとおり。</p>

<p>＜措置の発動＞ 注視や単なる報告要請といった措置ではなく、現状を改善するための実効性ある措置を講じること (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見5-4 問題点の存在に際し、審議等を行い具体的な対策を講じる手順等をあらかじめガイドラインとして策定しておくことが望ましい。活用業務や目的達成業務については、より短い期間でのサービス内容等に係る検証が必要。</p>	<p>考え方5-4</p>
<p>■ NTT東西等における規制の遵守状況等の検証について、「透明性確保および政策検討の観点から、情報通信審議会へ報告するもの」とされ、『報告』という手順が追加されたことは評価に値するものと考えます。しかしながら、問題点が認められる、あるいは問題の発生が見込まれる場合の対応について、例えば審議等を行ない具体的な対策を講じる手順を予めガイドラインとして策定しておくことが望ましいと考えます。 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証を毎年度実施することについて基本的には賛成ですが、例えば届出制に移行した活用業務や目的達成業務については、検証の時機を逸する虞があります。従い、これら業務についてはより短い期間でのサービス内容等に係る検証が必要であると考えます。 (社団法人日本ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>■ 本ガイドライン(案)に示しているとおり、「NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」の結果等を踏まえ、包括的検証の結果を待つことなく速やかに対応すべき課題があると認められる場合、総務省は、必要に応じて情報通信審議会における審議も活用しつつ、所要の検討を行うものである。 ■ 本ガイドライン(案)に示しているとおり、本制度に基づく検証は毎年度実施することとしているが、公正な競争を阻害するおそれのある事例が発生した場合等においては、その都度必要な対応を行っていく予定である。</p>

6. その他

意見	考え方
<p>意見6-1 既定の包括検証の時期である 2014 年度を待たずとも、NTT の在り方を含むあるべきルールを早急に検討し、NTT グループの構造・資本分離の実施等、迅速に必要な措置を講じていくことが肝要。</p>	<p>考え方6-1</p>
<p>■ 前述のとおり、今般の NTT グループの料金請求・回収業務の統合施策等に見られるような公正競争環境を著しく脅かす事案が発生していること等に鑑み、既定の包括検証の時期である 2014 年度を待たずとも、NTT の在り方を含むあるべきルールを早急に検討し、NTT グループの構造・資本分離の実施等、迅速に必要な措置を講じていくことが肝要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 「基本方針」において、「包括的な検証の結果、「光の道」実現への進展が十分でない場合には、更なる措置について検討を行う必要がある。特に、公正競争環境が十分に確保されていない場合には、ボトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化など、公正競争環境を整備するための更なる措置について検討を行う。」としており、当該方針に即した対応を行うことが適当である。</p>
<p>意見6-2 本制度については、四半期ごとに精緻な調査・検証を行うとともに、検証結果案の段階で審議会において調査審議する仕組みに改め、問題が生じている場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、2014 年の包括的な検証を待たずに NTT の在り方を含む抜本的な競争政策の見直しを行うことを検討すべき。</p>	<p>考え方6-2</p>
<p>■ 本制度の検証の具体的手順に関して、「上記 2 及び 3 の検証は毎年度実施することとする」となっていますが、公正競争上の問題については、問題が起きてからでは市場に与える影響が大きいため、総務省は少なくとも四半期ごとに精緻な調査・検証を行うべきです。</p> <p>また、「総務省は、検証結果の案について改めて意見公募を実施し、提出された意見等に対する総務省の考え方を付して、最終的な検証結果を公表するとともに、透明性確保及び政策検討の観点から、情報通信審議会に報告するものとする。」とされていますが、これは従来の競争セーフガードの検証手順と何ら変わっておらず、総務省の考え方を付して公表や報告を行うのみでは、検証の透明性が確保されているとは言えません。</p> <p>透明性を確保する観点から、総務省が検証結果を情報通信審議会に報告する従来の仕組みではなく、検証結果案の段階で審議会において調査審議する仕組みに変更すべきです。その結果、問題が生じている場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、2014 年の包括的な検証を待たずに NTT の在り方を含む抜本的な競争政策の見直しを行うことを検討すべきです。</p> <p style="text-align: right;">(KDDI)</p>	<p>■ 考え方5-2のとおり。</p>